
平成26年 第6回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第2日)

平成26年9月16日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成26年9月16日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
-

出席議員(14名)

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 細田元教君
9番 石上良夫君	10番 井田章雄君
11番 秦伊知郎君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 青砥日出夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 唯 清 視君 書記 ————— 岩 田 典 弘君

書記 ————— 石 谷 麻衣子君
書記 ————— 石 賀 志 保君
書記 ————— 小 林 公 葉君
書記 ————— 中 上 和 也君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂 本 昭 文君 副町長 ————— 陶 山 清 孝君
教育長 ————— 永 江 多輝夫君 病院事業管理者 ——— 吉 原 賢 郎君
総務課長 ————— 加 藤 晃君 行財政改革推進室長 ——— 三 輪 祐 子君
企画政策課長 ————— 上 川 元 張君 防災監 ————— 種 茂 美君
税務課長 ————— 岡 田 厚 美君 町民生活課長 ————— 山 根 修 子君
教育次長 ————— 板 持 照 明君 総務・学校教育課長 ——— 福 田 範 史君
病院事務部長 ————— 中 前 三紀夫君 健康福祉課長 ————— 畠 稔 明君
福祉事務所長 ————— 頼 田 光 正君 建設課長 ————— 芝 田 卓 巳君
上下水道課長 ————— 仲 田 磨理子君 産業課長 ————— 頼 田 泰 史君
監査委員 ————— 須 山 啓 己君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（青砥日出夫君） 開会いたします。

ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（青砥日出夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名します。

6 番、景山浩君、7 番、杉谷早苗君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（青砥日出夫君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（青砥日出夫君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

まず、7番、杉谷早苗君の質問を許します。

7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 改めまして、おはようございます。7番、杉谷早苗です。

議長のお許しをいただきましたので、情報教育及びICT、情報通信技術、活用について質問をいたします。

小学校にコンピューター教室が設けられ、児童1人に1台の整備がなされたことに大きな驚きを感じたのをきのうのこのように思われます。ところが、報道によりますと、政府は2019年末までに小・中・高校の児童生徒全員にタブレットを配る方針であるとのこと。

通信機器などは、日進月歩の勢いで進化し、その改良には目をみはるものがあります。例えば、一夜明け、新製品の開発が報じられますと、商品の購入に列をなしての獲得となり、そして社会になじんでいく速度も早い今日です。

このようにして、情報化社会にあっては、多くの情報が氾濫することで私たちは知らぬ間にそのような情報に振り回されてさえおります。そこで、一般社会と義務教育の現場では無論同列に論ずるべきではないと承知はしておりますが、学校現場においてはどのように情報教育の指導をなされているのか、また、ICT環境整備の状況など、次の5点についてお尋ねをいたします。

1、情報教育の位置づけを何うとともに、報道されたような小・中・高校の児童生徒全員にタブレットを配るということについての御所見を伺います。

2、南部中学校では、既にタブレットが導入されていますが、従来使用していたパソコンとの相違点はどのようなことが見受けられるのでしょうか。お尋ねいたします。

3、電子黒板も小・中学校ともに整備されていますが、活用状況をお尋ねいたします。

4、情報教育及びICT活用についての課題をお尋ねいたします。

5、情報教育を進めるに当たっては、各家庭での理解と協力も必要なことと思います。このことについてのお考えをお尋ねいたします。

以上、壇上での質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 杉谷議員から御質問いただきましたけれども、この件につきましては教

育長をもって答弁をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。なお、関連などで町長のほうで御答弁することがあれば町長のほうに振っていただければ結構だと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 杉谷議員さんの御質問にお答えをしております。

まず、情報教育の位置づけとタブレットの配付についてでございます。

情報教育は、昭和61年4月に出示されました臨時教育審議会第2次答申において、情報及び情報手段を主体的に選択し活用していくための個人の基礎的な資質とし、読み書きそろばんに並ぶ基礎的な能力と位置づけられております。また、情報教育は、全教科、全領域で、教科横断的に行うものであり、必要な情報を主体的に収集、判断、処理、編集、創造、表現、発信、伝達できる能力を養うことが求められています。生きる力に資する重要な教育活動であると認識をいたしております。

次に、小・中・高校生全員にタブレットを配るという報道につきましては、平成25年6月に閣議決定された世界最先端IT国家創造宣言で述べられており、2020年までの取り組みとされております。先ほども少し触れましたように、情報教育を進めていくためには、従前のコンピューター室だけの授業や特定の教科だけの学習だけでは十分とは言えません。小・中・高校生全員にタブレットを配るという1人1台の情報端末は、近い将来の目指す姿であると思っておりますが、当面は国の第2期教育振興基本計画において目標とされている児童生徒3.6人に1台の実現を視野に、その効果や費用面、国や県の動向を見きわめながら総合的に判断をしております。

2番目の御質問は、タブレット端末と従来のパソコンとの相違点についてでございます。

南部中学校では、Apple社のiPadを生徒用等34台、教師用10台、これに周辺機器を加えまして整備をいたしました。従来のパソコンはコンピューター室に設置されておりますので、その教室に出かけてパソコンを活用した授業を受けなければなりません。しかし、タブレットは持ち運びが容易でありますので、普通教室の机の上に教科書やノートと一緒に置いてネット端末として、またデータ処理の道具として使うことができます。さらに、iPadはこれまでのパソコンのような面倒な手順を経なくてもワンタッチで電源が入り、すぐに使うことができます。つまり、学習のスタイルを変えないで、ふだんの授業の中で必要なときだけ必要に応じて使えるということになります。個々人がインターネットに接続して調べ学習をしたり、グループで意見をまとめ、プレゼンテーションを共同してつくったり、それぞれのグループのまとめを大画面に

転送して映し出すなど、多様な学習形態をつくり上げることが可能となります。コンピューターを特別なものとして扱うのではなく、まさにノートや鉛筆のように学習に用いる道具として使うことができるとお考えいただければいいのではないかと思います。

次に、電子黒板の活用状況についてお答えをいたします。

本町では、平成21年度にICT整備事業として50インチの大型テレビを小・中、各教室に設置するとともに、電子黒板につきましては各学校1台を大型テレビに組み込む形で多目的教室等へ整備をいたしました。電子黒板そのものは、児童生徒の発表の際に相手に正確に伝える機器として、また動画や最新の情報を提示し、教師が画面に補足やコメントをタッチペンなどで直接書き込んだり示したりすることができるもので、その機能はすぐれていると思います。

しかしながら、各学校に1台しかないことや固定化されていることから、その活用は限られざるを得ません。多目的ルームでの学年全体の学習や、外国語活動の授業等で活用いたしておりますが、教職員はもとより、子供たちにも好評であると同っております。また、南部中学校の特別支援学級では、教科学習の際の教材提示や資料を読み解く補助機器として有効活用されているように伺っております。

今後は、冒頭お答えしました情報教育の位置づけを踏まえながら、既存の大型テレビやプロジェクターにシステムを組み込み、電子黒板として活用する等、関連機器の一層の有効活用に配慮してまいりたいと考えております。

4番目のお尋ねに、情報教育及びICT活用の課題についてでございます。

情報教育を推進するに当たっての一番の課題は、その必要性や効果は圧倒的に多くの教職員が認識してはいるものの、現実的には学習の場面になかなか取り込めていない現状にあるということでございます。例えば、大型テレビに映し出される表示は、同じ内容のカードより児童生徒の興味関心は高く、単純な反復練習も楽しく学習することができます。また、社会や理科においては、資料集や教科書を使うだけでなく、最新の情報や動画を学習に組み込むことによって、その学習内容を深めることが可能となります。

しかし、学校現場においては、全ての教職員が情報活用や機器の取り扱いについて十分な研修を受けているわけではなく、教職員個々の情報に関するスキルで対応してると言わざるを得ません。また、例えば図書館を利用した学習においては、学校に司書を配置いたしておりますので、教師は司書と連携しながら調べ学習等に取り組んでいます。つまり、司書が教師をサポートできる状況にあるからこそ図書館が十分に活用できているわけでございます。一方、情報教育におきましては、機器設定を含めて授業をする教師が事前に準備しておかなければなりません。このこ

と一つとってみましても、教師にとっては限られた時間の中で大変厳しい現状にあると認識をいたしてございます。

最後の御質問は、情報教育への家庭の理解と協力についてでございます。

情報教育は、学校の教育課程の中で進めていくものではございますが、議員御指摘のとおり、家庭の理解や協力は不可欠と考えております。児童生徒の情報環境は学校だけにあるのではなく、家庭のインターネット環境が大きく影響をいたします。最近では、パソコンだけではなくゲーム機がネット端末化しており、長時間使用による依存傾向や情報発信のモラル等、憂慮すべき事柄も多く、正しく使うことが大変重要になってきております。教育委員会としまして、学校と連携しながら参観日の授業参観やP T A研修会、就学児健診等の機会を活用しながら、情報に関するよいところばかりではなく依存や人間関係のトラブルなどの負の部分についても周知を図っているところでございます。また、南部中学校のP T Aでは、今年度より21時以降、メールやLINE等をしないように親子で話し合う取り組みが始まったとも伺っております。いずれにいたしましても、最新の情報や世界最先端の技術に触れ、知的好奇心を高め、みずからの夢の実現やグローバルな視野を持った子供を育成するために情報教育の充実は避けて通れない教育課題でございます。国や県にも現場の実態を伝えながら、多様な情報教育環境の整備や情報活用能力の育成に努めてまいりたいと考えておりますので、今後とも御支援、御指導を賜りますよう、よろしくお願いいたします。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 7番、杉谷です。御丁寧な答弁ありがとうございました。

この情報教育というものは、教科ではなく、先ほど御答弁の中にもありましたように、全教科においてっていうようなこともおっしゃっておいりましたので、その教科ごとで利用できる重要な位置づけだと思いますが、そのことについては先生方にはどのように御指示といいますか、どのようにお伝えなんでしょうか。ていいますのは、先ほど言いましたように教科ではありませんので、先生個人に任せるということにつきましては非常に曖昧になってしまうということは放りっ放しというようなことにも反面考えられますので、その辺の本当に大事な、特に情報モラルってということについても大事なことですので、道徳の時間にもあるとか、全教科にもあるとかっていうようなことは伺うんですが、具体的にはどのような御指導を先生方にしていらっしゃるのでしょうか。ごめんなさい、前段、長々と話したんですが、情報教育についての先生方に申し上げることについて杓をとっていらっしゃるかっていうことをお尋ねしたいんです。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。先ほどの御質問で、情報教育について先生方に研修といいますか、どういうふうに指導、伝達をしているかっていうことだと思います。

まず、学習指導要領の中にきちんと情報教育についてはうたわれるようになってまいりましたので、国がやる中央研修、それから県で行われるようなそういう機会に各教科の内容に合わせて、この教科ではこの部分に使いやすいとか、こういう部分で使うと効果的であるとか、道徳におきましても、先ほど教育長申し上げましたけれども、情報モラルについては非常に憂慮すべきことも起こっている中で、それぞれの学年、子供、低学年、小学校のちっちゃい子から中学生に当たるまで、それぞれの学年の発達段階に応じて、人の言葉を大事にするというようなところから、実際にコンピューターを使った発信がどうなるのかという成長に合わせて指導していくようにそれぞれ国も伝え、県も伝え、町でもまた情報教育についてもいろんな機会を設けて校長会を通じてお話をしているところでございますので、特段、町の中で枠を設けて、きょうは情報教育の研修ですってというようなことは設けておりませんが、県には教育センターというところがございまして、初任者、それから5経年、10経年、経験者研、それから任意の研修とさまざまある中で、情報の分野の研修項目も昨今ふえてまいりましたので、そういうのをとって実際に勉強しておられる先生方もたくさんいらっしゃいます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 大事な部分でございますので、学習指導要領にも記載されてるってことですので、このところをしっかりと先生方にも注意していただきたいと思います。

それで、先ほど、全小・中・高の子供たちにタブレットなどを配付するというような政府の方針なんですけど、まだこれは方針であって、具体的にどのような形でおりにくるのかいうことはこれからだと思うんですが、この分を、もしそのような形になった場合、費用分担とか、そのようなことはもう既に示されているもんなんじゃないでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。2020年に向けて国がやろうという、国が以前からe-Japanとかいろいろさまざま政策をやってきましたが、具体的なものがまだ出ているわけではありませんが、これも先ほど教育長が答弁の中で申しあげましたが、第2期教育振興基本計画の中でそこまでは、2017年に3.6人に1台、それから電子黒板を普通教室ごとに1台いうところを地方財政措置をするところまではありますけど、その先に、その次のステップが多分1人1台になるんだろうと思いますが、そこはまだ明らか

かにはなっていないところがございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 段階を経てってということで理解しております。

それで、これは先のことでございますが、何か1人1台、小学校1年生でも与えるのか。動かすっていう、操作をするっていうことはできるとは思いますが、それが教育的どのような効果があるのかなというふうに個人的には疑問を持っておりますが、その辺は教育委員会としては、まだお尋ねするのは早いと思うんですが、ちょっとコンピューター教室もあることですので、その辺のところを踏まえてどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。議員御指摘のとおり、子供たちの発達段階ございますので、1人1台になったときに、じゃあ小学校1年生の子がランドセルにiPadのようなものを入れてきてそれを使うのがいいのか、それともやっぱりノートにあいいうえおって書くのがいいのかっていうのは当然読み書きの部分は必要だと思っております。全てをITでやるというものではなくて、ある場面において小学校のうちはなれ親しむところから始まって、やがてそういうことから学習することって、やっぱり全て段階だと思っておりますので、1人1台になったから全てそれを使うというような無機質なものをイメージしとるわけじゃなくて、やっぱり有機的に鉛筆と同じように、必要なときに使うと。だから、無理にITが入ったから使わないといけないというようなことを想定せずに、必要なところに使っていくというような形をやって。当然中学生になれば、多分利用頻度は格段に上がると思います。小学校においてはそういう段階的なものを、今のところイメージですけども考えてございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 全児童生徒にっていう新聞報道を見て、そのところをびっくりいたしましたので、教育現場をよく御存じの先生方ですから、何が必要で何が不要でないかということとは踏まえてはいらっしゃると思いつつも一応確認のために質問させていただきました。ありがとうございました。

次に、南部中学校ではパソコン、iPad34台生徒用、教師用10台ってということで周辺機器も含めてされているということ。それで、以前よりも多様な学習ができるようになったっていうようなお話でございました。これは、このiPadっていうのを生徒に貸与っていう形なんでしょうか。ふだんはどのような保管をされているんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。i P a d、南部中学校に整備いたしました、これはまだコンピューターの整備の一環としてやりましたので、1人1台貸与しているわけではなくて、34台を生徒用で買まして、要するにまとめて1カ所にこうダムのような形で置いて、それぞれ普通教室にがらりとカートで移動ができるということですから、じゃあきょうは1年1組で授業だよっていったらそのカートを引っ張って行って、1年1組の教室でi P a dをぱたぱたと子供たちが必要なときに開きスイッチを入れて、例えば調べ学習をしようとか、班で1台を使ってまとめようとかいうような形で、要するに今まであったコンピューター室に据え置かれていたコンピューターを移動式にしてどこでも使えるようにしたと。だから、場合によっては班に1台だったら、1年1組でも使っていて3年1組でも使えるというようなこともできるようになったということで、あくまで今回はコンピューター整備の一環としてということですから、学校のものとして、貸与という形じゃない。ですから、個人のものではないということを使わせていただいております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 私もこのICTの整備、活用についてっていうところをいろいろと見ておりますと、やはり普通教室で日常的に余り手間暇かけずにできるっていうのは非常なメリットだというふうに思っておりましたので、その辺今、全生徒にはないわけですから、中学校では。きちっとコンピューター室に行かなきゃいけないのかなというふうに思いましたが、今お話を聞きまして、より効果的にお使いのようで、いいことだなと思っております。

それと、先ほど南部中学校では、ここではなかったです、次に移ります。ちょっとほかの部分だったと思います。

次に、電子黒板のことについて、本当に有能なものだということ、いいことだと思っております。私も以前導入されましたときに現物は見たと思ったんですが、何かこう、頭の中が整理できなくて、西伯小学校のほうに伺ってどういうものですかということをお尋ねいたしました。そのときにも非常に有能な機械だけでも、やはり操作がなかなか面倒だということ、それを発揮するのがちょっとばかり熟練した先生でないと難しいようなこともおっしゃっておりました。そういうことがどんどん活用できるっていいことですが、活用するまでの準備段階に手間暇がかかるっていうことは、機器を使うのが目的なのか、それを通しての学習が目的なのかってことを考えますと、もっと身近なもので十分かわるべきものがあるような気がいたしました。て申しますのは、その中で電子黒板とは言いながらも電子黒板じゃないんですね、あれは

ね。白い大きなボードなんですね、電子黒板というものは。ですので、そのときにも伺いましたし、それから以前にも時々こういうふうに私伺うんですね。これは問題の中にはないんですけども、今、高等学校ではみんなホワイトボードになっていて、黒板ではないというふうに聞いておりますが、小・中学校もそのホワイトボードのほうを希望される話を耳にいたしますが、その点は、ホワイトボードのほうの優位性っていいですか、それと、それについてなかなか変えるのは難しいんですが、その辺の御見解を教育長、お尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。どちらでも結構でございます。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。先ほど電子黒板からホワイトボードへというのは話の中でございました。確かに電子黒板、実はテレビの画面のタイプと白いホワイトボードのように書き込んでまたそれがプリントアウトできる、さまざまなタイプがございます。それから、あわせて高等学校は確かにホワイトボード化しております。ただ、義務教育の中で考えますと、ホワイトボードっていうのはマジックで書くものですから筆圧というようなもの、黒板にチョークで丁寧な字を書くというようなことを考えますと、一概にホワイトボードばかりがいいということでもないと思います。それから、見える角度によってはぎらつきがあったりとか、いろいろさまざま、いい面も当然、確かに粉が出ないとかいうこともあるんですけども、一概にホワイトボードだけがすぐれていて普通の今までの黒板が劣っているとは思ってございません。これもさまざま、成長の段階に応じている。やっぱり小学校で本当きちんと丁寧な字を先生方がきちり書かれる。それを見て子供がノートに写すっていう場面、あれがホワイトボードにもし変わってしまうと、どうしても字に圧がかかりませんのでなかなか、上手な方は何でも書けると思うんですが、みんながみんな上手ではないとするならばやはり黒板の優位性もあるな。ただし、チョークの粉とか、同じ教室で食事をとる、給食をとるということを考えますと、そういう意味で黒板消しも以前よりは随分よくなってきまして粉が飛び散りにくくなったり、チョークもよくなったりしておりますので、そういうあたりで今すぐに急遽ホワイトボードにということは考えておりませんし、電子黒板との兼ね合い考えますとすれば、黒板があり一緒に電子黒板もあると。両方使うというのが理想かなというふうには思っております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） ありがとうございます。チョークでの筆圧っていうところまでは私も考えが及びませんでした。やはり小学校1年生からだんだんと教えていく中では大事なこ

とだと思います。両方それぞれいいところがあるっていうことを学ばせていただきました。ありがとうございました。

それで、先ほど、電子黒板です。うちの町にはどこにも1台入ってはおります。それで、先ほどでは何ですか、電子黒板も今後一つの教室に1台というようなお話もありましたが、今までのよりも随分とこのところはよくなっていうか改良されてて、今までのはなかなか使いにくいけれども、欧米などでは天井に映したりとか壁に映したりとかで簡単にできて、そういうのを日本の中でも実験しておられるところはとてもいいって言うふう聞いております。なかなか高価なものになるとは思うんですが、楽しみにしております。

それから、ちょっと小学校に伺ったときに、電子黒板もさりながら電子教科書というものがあるって言うふうに聞きました。この電子教科書を国語で使っておられるようですが、先生の中からこれはどうだっというところが発端で使うようになったって言うふうにお話を聞きましたが、教育委員会のほうとしては、この電子教科書って言うものをどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。デジタル教科書というものでございますけども、現在、西伯小学校が国語で活用をしております。そもそもデジタル教科書には2つございます。教師が使う側の教科書と、それから生徒が1人ずつが持つようなデジタル、2種類ありまして、西伯小では教員が使う側なので、今年度国語に1年から6年生まで導入をいたしました。要するに、教室にある大型ディスプレイにその教科書そのものが拡大されて映ったりしてそこに書き込めたり、例えば「ごんぎつね」だったら「ごんぎつね」の情景が動画になってきたりとか、ここでこう線を引いたらこう色がついたりとか、またスイッチを押すもとに戻ったりとか、さまざま、確かに目を引くものでございます。多分町内の学校はそれぞれ、今体験版って言うのを実は教科書会社がこれ、もとはつくっているものです。教科書会社が自分の教科書とあわせてデジタル教科書をつくるということですので、体験版って言うか試供品のよ様な、試供版って言うんですか、よなものも配られておりますので、そういう形で学校のほうが使ってみられてよいということであれば次年度以降に多分要求は出てくるのではないかなと。西伯小学校で聞きますと、とっても活用できているということでしたので今後あると思いますが、ただ、あんまりそれに奇をてらい過ぎてそればかりになってしまうと、やっぱり本末転倒だろうと思いますので、やっぱりきちんと目で読み、書きって言う部分を大事にしつつ、そうはいつでも子供たちのことですから、動くものとか新しいものに関心が高いということもあるので、そ

の辺を織りまぜながら教育を展開していくためには有効なものだというふうに思っています。使うことありきではないというふうな認識をしてございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） デジタル教科書も分野によっていろいろと効果が違うと思うんですけども、私が聞きましたところによりますと、習字なんかでも筆順とかなんとかもみんなが大きく見えるっていうようなことでとてもいいっていうふうにも聞いておりますし、朗読も以前ではテープを流してただけですけども、朗読、テープでなくてその中でこう音も出てくるっていうようなことで、非常に国語の場合はよかったっていうふうには聞いております。また、それと、余り費用的にも高価なものでないようにも伺っておりますので、ぜひとも要求が出ましたら町長のほうもしっかりと予算つけてあげてくださいますでしょうか。お願いしておきます。

それと、どこでお聞きしたのかちょっと今私もよくわかりませんが、メールなど、LINEなどを南部中学校では21時以降はしないような親子の申し合わせがあるっていう動きがあるってことですが、これはいつごろからだったんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。南部中学校の取り組みは今年度からということで、多分昨年度のうちに話し合いをなされて、今年度からということで伺ってございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） このようなことが以前から学校としてもPTAとかと特別に、どこでしたでしょうかね、以前、すみれ保育園でしたでしょうかね、そういうようなところでも保護者、町内向けにいろいろと子供たちが陥りやすいそういう情報モラルの危ないところなんかの示された講演会なども催されて、御努力は十分わかるんですが、しかしながら、なかなかだんだんと物事が、新しい製品ができていくと子供たちもどうしてもそちらのほうに目が移りやすく、寝床の中に持って入ってでもってというようなことにもなりがちですので、ほかの学校でも取り組みがある、これは中学校は自発的にされるようですが、小学校なんかの状況はどういうもんなんでしょうか。大体、携帯とかそういうものは学校には持ってこないっていうようなことの取り決めはあるとは聞いておりますが、実態はどんなもんなんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。小学校の実態ということでございますけども、小学校についてはまだそれほどスマートフォンの類いを有している者

はそう多くないというふうには思っています。全県の調査等でも2割ぐらいが小学生、3割半から4割ぐらいが中学生というふうには伺っていますが、先ほど教育長の答弁にあったように、実はゲーム機も、それから音楽プレーヤーも今はネット端末になり得ります。そうすると全て、小学校の子のゲームの使用率は90何%ですので、そうすると小学生がみんなネット端末を持っているという実態があります。そうすると、先ほどあったLINEとか、そういうメールのやりとりも、実はゲーム機や音楽プレーヤーでできてしまうということになってまいりますので、スマートフォンを持ったから、持たないからということで指導が変わるわけではなく、それ以前からこういう情報モラルについては必要なことで、小学校においてはさまざまな参観日とか、それこそPTAとかにお話をしている。ただ、一斉にそういうことが活発になるのが中学生なので、南部中学校ではそういう取り組みをしたということで、今後は教育委員会としても町P、お母さんとか学校とかと連携をしながら、やっぱり子供たちに正しい姿を教えていかないといけない。おもしろいものはよくわかるんだけど、やっぱり自分の時間をそいでまで、昨年度でしたか、厚労省が日本の8.1%がネット依存であるという調査を出したことがございます。そのぐらい子供たちははまってしまうということがありますので、そういうのは低学年のときから、もしくは入学前から、保育園の段階からそういうメディアとのつき合い方みたいな、最初はテレビでしょうか。そういうことについては保護者の方に御理解をいただかないといけないというふうに思っています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） さまざまお尋ねいたしまして、きめ細かにといたしますか、その場に応じてといたしますか、取り組みをなされていることがよくわかってまいりました。私は、この情報教育とICTにつきましても、これを進めるに当たって情報モラルっていうことをしっかりと踏まえておいていただきたい、それが根っこにあります。その上で、今後は国のほうの方針でもあるんですけれども、各教室で整備ができるように、パソコンとか大型デジタルテレビ、それから実物投映機っていうものも使っておられるんですが、この実物投映機、申しわけありません、これは各教室にあるものなんでしょうか。それとも、学年に1台とかで持ってきてってものなんでしょうか。ちょっと私も、よく使っておられるの見るので各教室にあるのかな。また、持ってきてすぐできるものですので、そんなにどの教室にも常に置いておかなきゃいけないってものではないと思うんですが、ちょっと現状を。どうなんでしょう。私もこのことについてよくわかっておりません。確かに、そんなに難しい操作でなくてもやはりデジタル黒板のような、同じような機能もあるようにも思うんですが、いかがなんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。実物投映機は、要するにカメラみたいなものがあって、こう下を写してぱっと画面に見せるという仕組み、前はオーバーヘッドプロジェクターとか言っていたようなものの変った、それにカメラがついたいうふうに思っただければいいと思いますが、教室1台までの整備はできてございません。何台か学校がそれぞれ備品として持って、それぞれが融通し合って使っているということで、教室にはパソコンと大型画面がございますので、そこに持って行ってつなげばすぐに映るということで、比較的操作は要らない。要するに、電気製品のように電源を入れて挿せばつくということですので、比較的容易で、例えば家庭科の縫うところをアップするとか、理科の何かちっちゃい動物を見せるとか、場合によっては教科書を開いておいて、そこに先生が線を引いてそれを見せるというようなことに使われておりますので、それが電子黒板になると逆に画面に引けるといって、もう一手間少なくなるというような形で、ただそれはそれのよさがございます。実物を見せるというよさではそれぞれにあると思いますが、全部にそれが備わっているということではございませんが、融通をし合って使っておられるというふうには伺ってございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） さまざまお尋ねいたしました。その中で、特別にこれが我が町では欠けてるのではないのかなというふうなことは見当たりません。今後のことを思いますと、よりよい活用の仕方を踏まえてデジタル教科書というものが発展的に入っていったら、よりいいのではないのかなというふうな感想を持ちました。そこで、お願いしたいのは、先生方のICT活用についての支援状況、これっていうのはどういうふうになってるんでしょうか。先生方は個人でまた忙しい合間を縫って勉強しておられるのではないのかなと思うんですが、この支援状況っていうのはどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。支援、2種類あるのかなと思う。一つはハードの面の支援。実は、今回南部中学校にiPadを導入いたしました。iPadを授業の中で使おうと思うと、自分が使っていないとなかなか使えません。その場に行って初めてできるっていうものではない、ふだん使わないといけない。しかし、限られたものだから、やっぱりふだん使うとなると実は先生方個人が持っておられないと自由には使えない、持って帰ってもできませんし。そうすると、朝学校に来て帰るまでの時間で、じゃあiPadをさわる時間が何時間あるのかっていうことを考えますと、非常に限られた時間でありその辺では非

常に難しいところだし、支援ということに、先生方には個人で持っていただく部分も当然起きている。ただ、学校には用意してあるので、学校の中では使えますよということで、そのあたりはその情報機器の難しいところは、ある時間だけ使えばいいという、ふだんから使っていないとなかなか使いづらいという部分があって、それには行き届いていない部分がある。先生方のコンピューターは1人に1台整備されましたけども、この情報機器についてはまだそこまでは行っていない。

ソフトの面でいきますと、やっぱり学校にはそういうのが堪能な方がおられますので、場合によってはそれが校長先生であったり理科の先生であったり音楽の先生であったりすると思いますが、そういう方によって、自分の教科でこんなふうに使ったよというようなことが職員室の中で語られることで、じゃあ私の教科でちょっとここをやってみようかっていうようなことで、先ほど教育長答弁にもあったように、そういう支援するような方がおられれば、先生方はとっても貴重なものでスイッチ入れて壊れたらどうしようというようなところでなかなか電源が入らないというような実態もありますので、その辺は今後検討していかないと、入れたからすぐ使えるというものではないというふうに。校内研修等は、実は県の教育委員会がiPadを持ってきて実際に研修をするというような講座もやってくれ、出前講座を設けてくれていますので、南部中学校ではそういうのを活用して使える場面をつくっていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 先生方の支援ってということ、2種類あるとおっしゃいましたが、その両方ともですが、その辺のところをまた力を入れていってあげてほしいと思います。それこそ、使ってこなした上で学力がついていく、子供たちの指導になっていくと思いますので、その辺のところもよろしくお願ひしたいと思います。

それぞれお尋ねいたしました。いつでしたか、テレビで韓国のほうがiPadでもって全て紙媒体はなくしてってということについては、何かそれで勉強すると余り学力のほうのいい結果はないというような報道がございまして、一概にそういうふうな機器に向かうってということは警告を寄せられたような番組がございました。私が思いますのに、紙は紙のよさがございまして、その紙のよさっていうものを残しながら併用して上手にしていかなければいけないのかな。日本はどちらに偏ることもなく、いいところをとって併用してっていうふうに考えております。教育長はその辺はどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。議員さん今言われましたように、それぞれのよ

さがございますので、そこをしっかりと判断をして使っていけばいいじゃないのかなと私自身思っております。

課長のほうがずっとお答えをしました。少しい、二、補足といいたいでしょうか、若干私の考えておりますことも少し述べさせていただきたいなと思います。

お答えをしました中で、冒頭、最初にお答えしました中に、5 経年、10 経年というような表現をしたかと思えます。教員のほうは、県の教育センターでの必ず受けなければならない研修と、それから任意で受ける研修と、ざっくり分けるとあるわけがございますけれども、5 経年、10 経年っていいものは、いわゆる5 年を経過をした者は必ずこれを受けなければならない。10 年を経過すると必ずこれを受けなければならない、初任者のときは初任者でございます。そういう経験をした者が受ける研修のことを通常我々が5 経年、10 経年ってというような表現をしておりますので、そのように御理解を賜りたいと思います。

それから、保護者の話が出ました。南部中学校がそういうような取り組みをしておりますので、これ広げたいなというぐあいには思っておりますが、実はことし西部町村の社会教育協議会の総会のほうで提言をしたわけがございますけれども、御承知のようにPTAは社会教育関係団体という位置づけ、これは変わっておりません。そういう意味で、私どものPTAの活動だけが進んでいけばいいということではなくて、広く、やはり西部町村という広域の中で、しっかりとPTAの皆さん方にこのメディアにかかわる部分について組織としてしっかりとした取り組みをしていただきたいということを西部町村の社会教育協議会のほうから郡Pのほうに正式に申し入れをして、きちっと単Pにもおろしていく中でみんなでやろうぜっていうことをやっぱりやっていただきたいということをこの春にお願いをしているところでございます。

3 目でございます。このたびの情報教育の話でございます。お答えをしてきたとおりでございますが、一方では、教職員の多忙化、多忙感という問題があるのは議員さんも御承知でございます。いわゆる子供たちの実態がどんだんどもさまさまな課題が出てきて変わってきている側面がございますし、それからこういうように、20 年前はあんまり言われなかったことをこんなことも学校でやってほしい、例えば図書館教育だとか、さまざまあるわけがございますけれども、そういう学校への期待ですよね、こういうものが非常にたくさんふえてきている。冠教育というような言い方をするんですけれども、そういうような状況の中でやはり先生方の多忙感が広まってきているというぐあいにも捉えております。そういう意味では、教育長として私のほうがしっかりやらないけんってことは現場の実態を伝えるっていうことの答弁をしたんですけれども、具体的には、やはり情報教育を進めていくためのスタッフといいたいでしょうかね、加配、プラ

スワンですよ、図書館教育にしてもそうでしょうし、あるいはキャリア教育にしてもそういう専任でサポートをしていくスタッフをやっぱり学校の中に持っていかないと、先生頑張れ頑張れだけではやはり根本的な解決につながっていかない。そんなぐあいに思っております。そういう意味では、さまざまな場面でこういう情報教育やあるいはキャリア教育、図書館教育、たくさんの方が期待をされておりますけれども、こういうものに対応していく体制をきちっとやっぱり整備することについて教育長としては今後さらに努力をしていかないけんだろうなというぐあいに考えております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 今、教育長がおっしゃいましたように、専任のスタッフっていうことは本当に大事なことだと思っております。我々が育ったときには考えもしなかったような学校で取り扱わなければならないことが多くなってきておりますので、本当にこの専任スタッフ、支援の状況というのはぜひともお願いしておきたいと思っております。

本当にここまでいろいろお尋ねしてきて、情報教育とICTについてっていうことで、何か心配なことばかりが先立つような、そのような内容もあったんですが、町長、この間副町長が中海テレビでしたでしょうか、だかに出ておられた中にスマートライフ・プロジェクトの推進っていうことで、これはICT活用っていうようなことで町長も職員に向けてっていうようなことの中にも書いておられるんです。それで、これからの世の中っていうことはいろいろなそういうことを使って皆が安全に過ごしていかなければならないっていうことにつきましては、みんなで考えていかなきゃいけない問題だと思っております。テレビで見させてもらってこのスマートライフ・プロジェクトっていうのを聞いたんですが、これは皆さんに御紹介になってるんでしょうか。どのような状況なんでしょうか。情報発信、収集、確認、安全というような点においては何かすごく私は聞いておりましたいいなと思ったんですが、まだこれは研究段階なんでしょうか。どのようなことが、もしお手元に資料でもございましたら、御紹介でもしていただけたらと思うんですが、どんなものでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。初日の行政報告の中でも申し上げましたけれども、なんぶスマートライフ・プロジェクト推進事業という事業に中海テレビと共同して、総務省の事業でございますけれども、これを応募いたしまして採択になったという、全国で5つの自治体で採択になったということですが、これを使って南部町では健康づくりだとか子供の見守りだとか防災、減災に役立てていこうということで今考えているところです。これは、中海テレビのケー

ブルネットを使って行うやり方であります。例えば子供が登校したときにタッチする。下校したときに、カード持っておってタッチする。それから、しあわせのプール行きたときにタッチする。そういうカードをタッチする、それを読み込む端末を要所要所に配置しといて、それを例えば保護者の方がスマートフォンならスマートフォンで、ああ、今いいぐあいに塾行ったとか、プールに通つとるとか、あるいはバスに乗ったとかいうことがよくわかる。そういう実証実験をやっていこうということでもあります。私もあんまり詳しくはわかりませんが、これは去年、米子市のほうでやっておりまして、これを発展的に南部町で別な使い方に発展できないかという実証実験なんです。高齢者の健康づくりなんかは、例えばきょうは5,000歩歩いたと。登録している人の中で何位だったというようなことがわかると。そうすると、あしたは1番目指して頑張ろうというようなことや、それから累積しますので、データが累積するわけですから、そういう累積のデータを健康管理などに役立てるといような、いろいろ夢は広がっておりますけれども、もうちょっと具体的にならないとはっきりここで申し上げることはちょっと難しいわけですが、いずれにしても、一方的にその情報を送るだけではない、受け取るだけではない、Cがつきます。コミュニケーション。そういうICTのまちづくりということで、お互いにその情報を生かして暮らしを豊かにするということだろうというように思っております。今度のもは、いわゆるマイナンバー制度というものを総務省としては普及をしたいということだろうと思っております。そういう一環で行う事業であるというぐあいに受けとめております。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） ICTということで、突然町長のほうに振りまして申しわけございませんでした。ずっと教育の現場でのお話を進めていくと、どうしても何となく心配が先に立って何か暗くなりがちなのというようなことを思いましたので、そういうふうな町としてはICTで明るいまちづくりを、特に今は子供が行方不明になったりして新聞紙上、報道なんかでも大変な状況もございます。その中で、このようなICTをわきまえてきちっと正しく使っていくといろんな夢も広がってくる。子供たちも十分に伸びていくことを思います。そのようなことを確認いたしましたので、私の質問はここで終わりたいと思いますが、先ほど町長が子供たちの行動について確認ができるということは非常にいいことだということふうにおっしゃっていただきました。このことにつきましては、教育長のほうはどのようにお考えなのでしょうか。最後にそれをお尋ねして終わりたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。先ほどの事業につきましては、まだ概要といい

でしょうか、詳しい詳細についてまだお話を伺っている状況ではございませんので、その内容をお伺いをして、それを踏まえましてまた学校や関係保護者の皆さん方と意見交換を踏まえて取り組んでまいりたいというぐあいには思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 余分なほうに話が進んでまいりましたけども、子供たちの安全ということも本当に考えなければならぬと思います。本当にありがとうございました。

○議長（青砥日出夫君） 以上で、7番、杉谷早苗君の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） ここで休憩をしたいと思います。再開は10時15分。

午前10時01分休憩

午前10時15分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

続いて、11番、秦伊知郎君の質問を許します。

11番、秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 11番、秦伊知郎です。議長のお許しを得ましたので、通告の通り質問させていただきます。

まず最初に、防災の質問をいたしますので、8月の20日の未明、広島での土砂災害は多くの人命を奪い、住宅等にも多大なる被害をもたらされました。亡くなられた方々に対して心より御冥福を申し上げます。

それでは、質問に移りたいと思います。

災害対策。8月20日の未明、広島市北部で1時間に110ミリを越す局地的豪雨となり、安佐南、安佐北両区で発生した土石流が山際の住宅密集地を次々に襲った。広島市は、50万立方メートルを超える土砂が流出したと推計し、この量は昨年10月に伊豆大島で起きた土砂災害の約3倍に当たる。死者、行方不明者数は過去20年間の土砂災害で最悪となり、市内での住宅の損壊や浸水は計362棟になっている。避難者数は、22日夕方には約2,300人に達し、26日午後9時時点でも1,414名となっている。停電は300世帯、断水は164世帯で続いている。8月27日の読売新聞の記事から抜粋いたしました。

広島での災害は、想定を超える大惨事となりました。これを受けたってというわけではありませんが、各都道府県は緊急傾斜地や土石流などで住民に危害が生じるおそれのある地域を土砂災害

警戒地域に指定しています。指定済みの区域は、8月27日時点、全国で35万5,726カ所、危険箇所は53万747カ所であります。鳥取県では、危険箇所は6,168カ所、警戒地区として指定済みは6,070カ所とされています。警戒地区のある市町村では、危険な場所、避難所、避難経路などを示したハザードマップの作成が義務づけられており、我が町でも作成されています。島根県では、警戒地区の再点検を今回の広島での災害を受けて行うとの報道がありました。島根県では、危険箇所は2万2,296カ所、警戒地区として指定は3万1,989カ所あります。町内に警戒地区のレッドゾーン、イエローゾーン等に指定された箇所はどれぐらいあるのか。また、再点検の必要性を考えておられるのか伺います。

今回、広島での土砂災害では、真砂土による表面崩壊で大規模な土砂崩れが発生し、集落をのみ込んだとされています。県は、地図区分図によると県土の34%が花崗岩系とし、土砂災害危険箇所での調査を行う方針を固めています。町内には、花崗岩系の地質の地域はあるのか伺います。

広島県境に位置し、花崗岩系の地質とされ、599カ所のイエローゾーンがある日南町は、今回の広島での土砂災害を受けて防災体制の見直しをすることとあります。防災無線で避難勧告を行うタイミング等を協議するといい、町は町民と相談しながら防災体制を再確認したいとしています。ハザードマップの作成、防災無線のデジタル化、防災監の配置等、災害に強い町を目指している我が町であります。行政がどう危機を伝え住民が身を守るかについて、官民一体となって再点検、再確認が必要と思いますがお考えを伺います。

次に、賀祥ダムであります。昨年南部町を襲った集中豪雨、8月22日には記録的短期間大雨情報が出され、約110ミリの雨量が記録されています。この情報は、地域にとって災害の発生につながるようなまれにしか観測しない雨量であることを知らせるために発表され、災害の発生につながる事態が生じていることを意味するとしています。県の基準は、1時間当たり90ミリだそうです。この豪雨で、特に上長田地区の大木屋、赤谷、★牛、早田の各集落は大きな被害を受けました。河川の氾濫は田畑、民家に被害を与え、流れた流木はダム湖である緑水湖まで達していました。

緑水湖を持つ賀祥ダムは、洪水調整、農業用水、上水道用水を目的とする県営多目的ダムとして平成元年3月に完成いたしました。ダムの治水、貯水機能は、下流域の水害対策に多大な貢献をしています。賀祥ダムの効果についてどのような評価をなされているのか伺います。

ダム湖、これ緑水湖ですが、流域面積26平方キロメートル、総貯水量745万トン、有効貯水量669万トンであります。豪雨時の緊急時の放水は、どのような状況下になればな

れるのか。また、住民に対しての伝達は緊急時に対してのマニュアル等があると思いますので、説明を求めます。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 秦議員の御質問にお答えをしております。

本町の土砂災害警戒区域について御説明をいたします。土砂災害警戒区域は、土砂災害警戒区域などにおける土砂災害防止対策の推進に関する法律により、土砂災害警戒区域、いわゆるイエローと、土砂災害特別警戒区域、レッドを指定することになっております。

まず、県内の状況を説明しますと、平成26年7月18日現在で6,070カ所がイエロー区域に指定され、そのうちの3,544カ所にレッド区域が存在しています。町内においては、既に指定済みのイエロー区域が304カ所、レッド区域は零カ所となっておりますが、見直しにより新たに指定される箇所としてイエロー区域が38カ所、レッド区域が287カ所となっております。合計しまして、イエロー区域が342カ所。その中に287カ所のレッド区域が新設されることになっております。これらの危険区域につきましては、平成21年より地域振興協議会や各集落に対して説明会を開催し、指定に当たっての現状の御説明と御理解についてお願いしてきました。ことしの9月には、鳥取県知事により指定告示が行われる予定となっております。なお、この指定区域については、今後の砂防事業の実施や地形の変化などにより変更される可能性もあり、鳥取県では数年に1度見直しをかける予定だということを聞いています。

鳥取県のイエロー指定区域6,070カ所のうち、砂防ダムによる対策を行う土石流危険渓流は1,626カ所となっており、このうちダムの整備済みが453カ所、整備率は27.9%となっております。ちなみに、全国平均は約22%で、南部町は40.3%の整備率となっております。また、イエロー区域に指定されても家屋の建築について規制はありませんが、売買に当たっては警戒区域内であることの説明が義務づけられます。しかし、レッド区域内に指定されると、建築物の構造が土砂災害に対抗できる強い構造とする必要があり、新築、増築とも建築確認の制度が適用となります。

補助制度については、既存住宅に対する補強対策として、外壁補強に対する補助をことし県が創設しました。町としても、対応した要綱を作成するよう準備を進めているところであります。また、移転に対しましては、既存住宅の除却補助、新築住宅の借入金の利子に対する補助がございます。

次に、南部町の地質についての御質問でございます。県は、真砂土の地質調査を行うこととし

てるが、町内には対象となる地区はあるかということでございます。独立行政法人産業技術総合研究所地質調査総合センターの地質図によりますと、南部町全体は花崗岩を主にして分布しております。町内を西伯地区と会見地区に分け、さらに西伯地区を東長田川合流部を境に上下に2つに分け町内を計3カ所に分けた際には、東長田川合流部より下流部では、低山地では流紋岩を主にして分布し、高山地には安山岩、玄武岩が分布しており、地表付近は風化により粘土化したものでございますが、基岩部分と風化部分での表層崩壊が懸念されます。東長田合流より上流につきましては、風化した真砂土が多く分布しています。これは日野郡の特殊土壌地帯、すなわち花崗岩風化真砂土と同様な地質でございまして、前述の地区と比べますと、より表層崩壊が懸念される地区であるということでございます。

また、会見地区につきましても花崗岩を主にして分布しており、地表付近は風化により真砂土、地表面付近では真砂土が強く風化した粘性土の箇所が多く見受けられ、基岩部分と風化した真砂土部分での表層崩壊が懸念されます。

昨年の町内の災害発生状況を見てみますと、東長田川下流地区では民家の裏山で小規模な崩壊が発生しております。これは人工斜面で、表面が粘性土の下に基岩があり、降雨時により粘性土が飽和状態になり崩壊したものと考えられます。それに対し、赤谷川で大規模な土石流が発生し、また★牛から大木屋及び東上にかけては、小溪流でも土石流が発生しています。これは、大量の降雨により溪流に堆積した土砂などが飽和状態になり、急峻な沢筋の崩壊をきっかけに一気に土石流となったと考えられます。

繰り返しになりますが、南部町の多くは花崗岩であり、これが風化した真砂土が多く分布しているということでございまして、これは広島市と同様であるということでございます。昨年豪雨があった赤谷川も、今回の広島市と同様な土石流が発生しましたが、人的被害を逃れたのは砂防堰堤が機能発揮したこと、民家がなかったためでございます。また、地形につきましては、広島市は急峻な山の下に開けた扇状地であり、谷の出口に住宅街があり、さらに山も切って住宅街を造成しているのに対し、本町も扇状地ではないものの谷の出口及び山の下に住宅がある箇所もございまして、特に東長田川合流より上流を中心に全町にわたり、早急に県と協議の上調査を行う必要があると考えてるところでございます。

次に、官民一体となつての防災に対する再点検が必要ではとの質問でございます。これにつきましては、議員御指摘のとおり、再点検の必要性を感じているところでございまして、具体的には主に次の2点について考えているところであります。

まず1点目でございますが、地域防災計画中では町内に22カ所の避難所を指定しております

が、今年度から年次計画で全集落を対象に、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として地震、土砂災害、浸水害の災害ごとに安全性などの一定の基準を満たす施設または場所を指定緊急避難場所として改めて定めていく計画をしています。設定に当たりましては、住民の方の意見を反映させていくことを前提に取り組むこととしており、全集落を回り意見交換を行っていくこととしております。

2点目でございます。住民の方に防災に関する意識を高めていただくことも重点課題であると認識しておりまして、まず住民の皆様避難行動の認識を深めていただくことが大切だと考えているところです。つきましては、集落を回らせていただき、避難勧告などが発令された場合、短時間のうちに適切な避難行動をとるには、災害種別ごとにどう行動すればよいか、どのような情報に着目すればよいかなどの認識を深めていただけるような意見交換も計画しております。

いずれにいたしましても、住民と一体となった防災への取り組みが必要であると考えておりますので、その際は前述の点に限りませず町民の皆さんの御意見を伺い、一緒に考えていきたいと考えているところでございます。

最後に、ダムの効果についての御質問でございます。御承知のとおり、古来、法勝寺川はたびたび水害に見舞われました。このため、昭和10年より治水事業が始められ、昭和25年に一次改修が完了しましたが、その後においても集中豪雨や台風時の出水状況から、さらに流域の治水の安全度を高める必要と米子市周辺の急速な宅地化、都市構造の変化による水需要の必要性が高まったことから、賀祥ダムはこれらの対策として洪水調整、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給を目的として建設されました。どのように評価しているのかということでございますが、前述のようなダム機能を十分に果たしており、その効果は絶大であるということは皆様御異論がないところではないかと考えております。

続きまして、緊急時の放水はどのような状況下でなされるのかということでございますが、賀祥ダムでは气象台から降雨に関する警報等が発せられたときには流域の総雨量、連続雨量、時間雨量等が操作規則等に定められた基準を超えるとき、また台風の暴風圏内に入るおそれがあるときなど、すなわち洪水調整を実施することとなる前の段階で洪水警戒態勢に入り洪水に備えます。

計画を超える洪水が発生した際の対応ですが、賀祥ダムは100年確率の洪水を対象に計画されております。しかしながら、計画規模以上の洪水が発生した場合で、洪水量以上の流入量が長く続いたとき、ダム貯水がサーチャージ水位、これは限界までためることができる水位を言いまして、その水位は121.4メートルですが、それを超えてしまう場合があります。ダムの計画に当たっては、サーチャージ水位がダム本体上流側の最高水位であるとして計画されたものであ

りまして、貯水位がサーチャージ水位を超えることは避けなければなりませんので、そのような状態になれば放水を行う可能性があるということでございます。以上、答弁といたします。

○議長（青砥日出夫君） 秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） それぞれの答弁、どうもありがとうございました。レッドゾーン、イエローゾーンであります。それぞれの対策をなされていくということでもありますので、年次的にやっていただきたいというふうに思いますし、イエローゾーンの中でも防災計画書を見ますとA、B、Cというふうに3ランクに分かれています。若干の温度差が、危険度の差があるのではないかなというふうに思いますし、21年度に改定された防災計画書には緊急に対策が必要なのが11カ所、それと24年度に改定されましたにも同じ11カ所ではありますが、この辺、そういう緊急的なものを年次的に見直しておられるわけですね。具体的な防災、砂防ダムとかっていうことを今御説明いただきましたけど、実際には、年次的にはどのような件数ぐらいで町内では砂防ダム等が実施されておられるのか、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。砂防ダムの実施状況ですが、こちらは今現在動いておりますのが、町内で5カ所実施をしております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） ありがとうございます。年次的に住民の危険不安をなくすように御努力していただければというふうに思っております。

広島での土砂災害を受けていろんな試みが各県、各市町村でなされているわけではありますが、広島での土砂災害の被害が拡大した要因の一つに夜間であった、それと避難勧告がおくれたのではないかなというような指摘がありました。8月中に死者が出た土砂災害のあった件数っていうのは5件だそうであります。そのうち、災害が起きる前に避難勧告が出たのは1カ所、1カ所は避難勧告は出なかった、残りの3カ所は災害が起こった後に避難勧告が出たというふうに言われて報道がありました。それで、大体に6割方災害が起きた後に避難勧告が出るというような状況だそうであります。我が町におきまして、2011年9月の台風12号で土砂崩れ、あるいは土砂崩れが複数発生し、また河川の氾濫が起きて全町民に避難勧告が出されました。なかなか避難勧告は出しにくいと言われてますが、その当時を振り返って、広島の勧告の件につきましてどのように町長がお考えになって今回の災害を見られたのか、その辺についてお尋ねいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。広島市の担当の方がテレビで避難勧告を出すのが遅

かったということを反省して述べておられましたのが印象的でございまして、避難勧告というのが今回は遅かったのではないかと、このように思っております。さっきもおっしゃったように夜間ということ、それから想定もしないような雨が一気に降ったというようなお気の毒な状況があって、こういう災害につながったのではないかとこのように思うわけですが、私が考えますのは、準備情報だとか、避難準備情報だとか、あらかじめ、いきなり勧告にならなくてもそういうことと呼びかけるようなことがあればもう少し被災は少なくなったのではないかなというように感じました。そういう印象であります。

○議長（青砥日出夫君） 秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 今、町長のほうからも夜間の災害だったのではというお話がございました。確かにテレビ等で住民の方のお話を聞くと、夜間、停電して外に逃げるには恐怖心があったというようなお話もありました。夜間の災害であったので非常に被害が大きくなったというのは確かに一つの原因であろうと思いますが、夜間に避難をするという発想よりも昼間、そういう災害の可能性があれば予防的な避難をしていくというような方向に変えていったらどうかというふうに思いました。

これは島根県の邑南町、昨年大きな被害があって、その反省から住民にアンケートをとられて、そして予防避難というシステムを考えられたということでもあります。台風の場合にはある程度予測が立ちますが、ゲリラ豪雨の場合にはなかなか予測が立ちにくいので非常に難しい手法だろうと思いますが、中山間地の多い私たちの町にとってなかなか夜間に避難を勧告するというのは難しいというふうに考えています。台風の進路の予測、あるいは雨量の予測等で空振りしてもいいから昼間に避難勧告を出して避難をしていただくというような手法をとらなければなかなか夜間の災害から住民を守ることはできないのではないかなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。邑南町がやっておられるその予防的な避難という考え方ですけれども、これは、例えば台風の進路に当たったりしてどんどん風雨が強まっていってというような特別な状況が私はある場合には、こういうことも効果があるのではないかとこのように思うわけですが、結局そういうことが実感できない場合には、どんなに言ってもなかなかこれは住民の皆さんの御理解はいただけないのではないかと、このように思います。夜間に避難勧告を出すことは非常に勇気が要りますし、本当に大変なんですけれども、しかし、そうかといって、今夜降りそうなので予防的に避難勧告を出すちゅうやなことは、なかなか住民の皆さん

に、まだ現実にそれだけの雨が降ってないような状況のときには受け入れがたいのではないかと
いうように感じます。

○議長（青砥日出夫君） 秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 確かにそうだというふうに思います。現実的に避難勧告を出しても、なかなか避難所に避難されないというのが現実だろうと思います。なぜかといいますと、3年前ですか、町内に避難勧告出したわけですけど、全町民に避難勧告を出して1万2,000人が避難所に入れば収容し切れなわけですので、なかなか避難勧告を出しても避難所には避難していただけないというのが現実だろうと思います。しかしながら、町民の安全を守るためには安全な避難所に避難していただくのが一番でありますし、どうしたら避難をしていただけるかということも考えていかなければならないことだというふうに思います。

それと、これは植田議員が質問されておられます、項目の中に入っておりますので非常に質問しにくいんですけど、8月の28日に県は、各市町村の防災担当者を集めて会議をしていますね、防災監、出席されたそうですけど。その中で県の要請として、勧告を出す市町村に対して、空振りを恐れることなく住民の安全確保のために早期の発令を要請しております。県の担当者の指摘は、なぜ避難勧告が出せないのかということに関して、空振りの懸念、気象条件の見誤り、人員不足を上げておられます。この人員不足というのが、財政難でなかなか防災専門の職員を置けないということだろうというふうに思います。防災の専門職員が全国の市町村で置いてあるのは4分の1、兼務が4分の1、残りの4分の2は全く専門の職員、あるいは兼務の職員等を置いてないというふうに言われています。

今回、私たちの町では防災監という専任の職員を置かれました。広島県の災害から見ると、まさに機を得た人員配置をされたなというふうに思いますが、町長の、防災監が置かれた主たる目的、主たる要因というのはどうだったのでしょうか、その辺について御説明をお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 防災監を置くまでは、防災担当課長は総務課長でございました。総務課長は御案内のように、全ての庁舎管理から始まって全ての起きる課題に対して対応するわけでありまして、なかなかいざというときの対応にまで心配りとか頭が回らんという物理的な困難さがあったわけでございます。そういう現実があって、防災の専門監を置いたほうがいいのかという思いが日ごろからございました。

それから、近年の異常災害といいましょうか、もう至るところで起きております。兵庫県の佐用町でもありましたし、近くでは庄原市でも死者が出るというようなこと。至るところでござい

ますし、それから米子のほうでは雪だったわけですけど、年末年始に1メートル近い雪が一晩で降るといような、こういう異常災害が頻発するようになって、決して南部町も災害がないいい町だといっておられるような状況ではないのではないかと私の思いもございまして、やはり万一のときには、専門的にきちんと対応できる体制というものが必要ではないかと、このように考えまして防災監という形で置いたわけでございます。置いて半年ほどたったわけですが、非常に有効に機能しておるといぐあいに思っております。防災訓練も実際行ってみまして、皆さんも防災、職員の皆さんも、防災監というもののありがたみといようなものも感じられたのではないかと、このように思っているところです。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 防災監の有効的な能力を発揮するよう働きをしていただきたいと、そのために町長、配置されたというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

広島災害を受けて地域防災計画の見直しということも述べられました。まさに防災監がリーダーとなって地域の防災計画の見直しがなされるというふうに思います。防災の日でしたかね、SANチャンネルのほうで放映を見ていました。そのときに赤谷の区長さんの話の中に、災害が起きたら地域の公民館に集まって、そしてより安全な場所に避難するというお話がございました。赤谷の公民館はイエローゾーンの中にどっぷり入ってますので、なかなかそこは避難所になることはできません。

今、防災計画書の中で、公表できない避難所が22カ所指定されています。どうしても距離のある山間地の集落からそこに行くのには途中の川とかが氾濫したら行けなくなります。地域の人たちが考えて、ここなら大丈夫というところを町のアドバイス等で避難所にしていく、新たな避難所にしていくという試みは非常にいいなというふうに感じています。なぜかという、広島災害のときの住民の方のインタビューの中で、あそここのところには家を建てたらいけんといぐあいに、昔から言われていたといような、あそこは災害があつてだめだったといところに、昔の方の言い伝えですかね。ところが今、人口が急増してそういうところに家屋が建ってしまった、それが災害の一つの要因になっただろうといようなことを言われている地元の方のお話がございました。地域には地域の昔ながらの安全な場所といのはあるのではないかなと思っておりますし、それから、必ずしも決まった避難所に行かなくても近くの会社、あるいは普通の個人のお宅でも頑丈なところに避難できるような体制をつくっておくのがいいのではないかなというふうに感じています。

今回、そういうぐあいに、事業の中で避難できる場所を探したいということですので、私は大

変結構なことだろうというふうに思っていますが、そこら辺についてももう一度御答弁をよろしく
お願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 防災監、種茂美君。

○防災監（種 茂美君） 防災監です。秦議員の御質問にお答えさせていただきます。

今の御質問、避難所と指定緊急避難所というのがございまして、従来、避難所といたしますが、ある程度被災地の方が一定期間滞在されるというようなところが避難所というふうに言われております。指定緊急避難所といたしますが災害が発生しました際に、また災害が発生するおそれがあるといった場合に、その場所から逃れるための避難場所として設定していきたいなというふうに思っております。部落の中の公園とかお寺さんとかでもいいかと思いますが、その避難場所を部落の方と一緒に検討していきたいなど。先ほどおっしゃいました浸水害、地震、土砂災害、この3つを定めていきたいなというふうに計画いたしております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） どうもありがとうございます。この災害対策につきましては、まだ他の同僚議員も質問されますので、そちらのほうに譲りたいなというふうに思います。

それで、最後にダムの件なんですけど、地域防災計画書によりますと、ダムの伝達体制の整備の中にこういうぐあいに書いてあります。迅速、確実な伝達を期すため、広報車、サイレン等で多様な伝達手段の確保を図る。ダムの緊急放出時の件なんですけど、しかしながら、よく気をつけなければならないのは、広島の場合でいきますと、1時間に80ミリも90ミリも雨が降れば屋外放送というのはほぼ聞こえなくなると。それから、広報車を走らせてもなかなかその広報車の声が家の中にいると聞こえないというようなことがあります。ですから、緊急時の放送システムというのを少し考えてみなければならないのではないかなというふうに思います。

と同時に、これは委員会でも指摘したんですけど、防災無線が本当に防災無線になっているのかということを思っています。確かに各戸には拡声機がついていて以前より、アナログよりはるかに聞きやすくなりました。しかしながら事業所、あるいは会社等で防災無線のないところがたくさんあります。なぜないのか。以前、私の会社にもついていましたんですけど、アナログからデジタルに変わったときに撤去されました。その後、役場のほうから何も言ってきませんのでそのままにしてあるんですけど。人が集まる事業所、会社に防災無線がないというのが現実だろうと思います。なぜないのか、その辺の答弁を、多分、企画課長答えられると思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。防災行政無線のデジタル化に伴いまして、従来、アナログ時代にあった事業所の防災行政無線の子局が撤去されたということで、これにつきましては、事業所のほうに照会をいたしまして希望があるところについては、有償になりますけれども配置をするということを検討したいと思います。今の原則が町内に住民票を持っておられる個人の方を対象としておりますけれども、事業所につきましても、昼間従業員の方がいらっしゃいますので、そうした方に防災の情報が伝わらないということでは不十分というふうに考えておりますので、希望をとりまして配置をすると、有償にはなりますけれどもそういう扱いを検討したいと思います。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） 有償、無償を言ってるわけではありません。日中、あるいは今、夜間も仕事されておられるところもありますので、そういうところがないというのは本当にそれが防災無線の機能を果たしてるのかというふうに思います。商工会のほうに話を聞いたんですけど、誰もただでつけてくれというようなお話はしておられません。人が集まる場所にそういう伝達方法がない、ましてや野外の拡声機等で聞こえるんじゃないかなというお話もありますが、雨量が1時間70ミリも80ミリも降れば、当然、野外スピーカーというのは聞こえなくなりますし、広報車というのも何を言ってるのかわからなくなります。ですから、積極的につけるようにするのが一つの住民サービスではないかなと思いますが、もう一度、企画課長、よろしく願いします。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。防災行政無線ですから人が集まる場所に整備をするというのが基本になるかと思っておりますので、事業所につきましても、設置をする方向で検討したいと思っております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 秦伊知郎君。

○議員（11番 秦 伊知郎君） どうもありがとうございました。

決して無償でつけてくれとは多分、誰も言わないと思います。安全のためにそれ相応の対価はしていかなければならないというのは、事業所を維持しておられる方の希望だというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

まだ少し時間がありますが、以上で再質問終わりたいと思いますので、本当にありがとうございました。

○議長（青砥日出夫君） 以上で、11番、秦伊知郎君の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 続いて、2番、三鴨義文君の質問を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 2番、三鴨義文でございます。通告しておりました2点につきまして、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目は、自然災害への対応についてでございます。昨年の9月議会の中で、災害復旧事業につきまして、私、一般質問をさせていただきました。その中で、町内の具体的な被災状況を情報発信してほしいということをお願いしてきたところでございますが、このたびは先月、広島市の土砂災害を教訓にいたしまして災害が起きる前の事前の対応について、人命を守る観点から防災についての今度は質問をさせていただきたいと思っておりますので、御答弁をよろしくお願ひしたいと思っております。

先月の8月20日の広島市で起きました大規模な土砂災害につきましては、甚大な被害状況が報道されております。最近の報道では、これまでに死亡が確認された方が73名、依然として行方不明の方々が1名あり、安佐南区の八木地区の周辺では捜索の妨げとなる土砂や岩を取り除き道路を復旧させるなど、今も作業が継続しているとのことでございます。また、昨年10月の台風26号による伊豆大島での土砂災害では、住民への避難勧告が出されなかったことについて、行政に対する厳しいマスコミ報道がなされました。このように、予測することが非常に困難な異常気象による自然災害が近年激増しております。こうした自然災害への対応は本町ではどう対処されているのか、町のシステムを伺いたいと思っております。また、町民の生命、財産を守るための防災に関する町の考え方を伺いたいと思っております。

質問項目1です。異常気象時の町の情報収集体制と勧告等の発令基準について、どのような情報をもとにされて決定されているのでしょうか。2、勧告と指示との違い、危機感を町民の皆さんにどのように伝えておられますでしょうか。3、避難指示に際して、地域住民の指揮、先導をするのは誰とお考えでしょうか。4、高齢者等の要援助者の把握と要請にどう対応されていますか。5、地域役員の行動はどうすべきとお考えですか。また、深夜の避難勧告などの対応はどうお考えでしょうか。6、避難所の周知と避難所の人的配置、運営体制はどうされていますか。また備蓄状況、物資の更新は十分対応できておりますでしょうか。7、土砂災害特別警戒区域、これはレッドゾーンと呼ばれておりますけれども、指定の現状及び今後の取り扱いについて、お聞かせください。8、町内の防災訓練の状況と町のかかわり方は、どうお考えでしょうか。9、町内の砂防ダムの設置状況と今後の計画をお聞かせください。10、賀祥ダム及び朝鍋ダムによっ

て、河川の洪水コントロールが可能なものでしょうか。項目がたくさんになりましたけれども、自然災害の対応についての質問は以上です。御答弁をお願いします。

次に、2点目の質問は、危険建物の解体撤去についてでございます。このことも昨年3月議会の中で、空き家対策と関連して、空き家として活用できない建物が放置された危険なものについて、所有者が行う解体撤去の補助や安全措置を講ずるための条例制定を求めてきたところでございますが、このたびの議会で条例制定の議案が上程されて、前向きに御検討いただいた点は問題解決の足がかりになると大いに評価するところでございます。そして、今後さらに有効な制度となりますよう、町のお考えを伺っていきたいと思います。

1、道路に隣接する建物が崩落する危険がある場合に、まず町はどのような対応をされるのでしょうか。2、所有者が解体撤去をし更地にされた場合、固定資産税などの優遇する制度を町として考えられないものでしょうか。以上、危険建物の解体撤去については2点御質問いたします。

以上で、壇上での質問を終わります。よろしく御答弁をお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 三鴨議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

まず、異常気象時の町の情報収集体制と勧告などの発令基準という質問でございます。気象情報の収集につきましては、気象庁、国土交通省、鳥取県などのホームページによりまして情報収集し、また鳥取県防災行政無線、ファクシミリなどにより即時に送られてきます警報発令情報などにより、警戒態勢をとってるところでございます。

ここで、土砂災害警戒情報について、若干説明を加えておきたいと思います。土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まった際に、避難勧告などを発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、鳥取県と気象庁が共同で発表する防災情報でございます。この土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告などの災害応急対応が必要な土石流や、集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象として警戒情報を発表しています。しかしながら、土砂災害はそれぞれの斜面における植生や地質、風化の程度、地下水の状況などに大きく影響されるため、個別の災害発生時間、規模などを詳細に特定することは困難であります。したがって、この警戒情報が発令された際は、速やかに避難の必要性を総合的に判断し、避難勧告等の発令につなげていく必要があるということでございます。その他の情報としましては、国土交通省が発表します川の防災情報、県のリアルタイム雨量、河川、道路、カメラ情報、また気象庁の情報、県からの防災行政無線、ファクスなどがあり、これらの気象情報を参考にしているところでございます。

次に、勧告などの発令基準はどうかという質問でございます。避難勧告等につきましては、あらかじめ南部町地域防災計画に発令基準の目安を設けております。一例としましては、先ほど御説明しました土砂災害警戒情報レベル1の発表がありましたら避難勧告を、また同警戒情報レベル2の発表がありましたら避難指示を発令することとしております。また、河川水位による目安なども定めているところであります。防災計画に定めます避難勧告等の発令基準を紹介しましたが、その基準にならないと勧告を発令しないということではございません。発令に当たりましては、一つの気象情報によることなく、状況を総合的に判断する必要があると考えております。

例えて言いますと、同じ量の雨が降った場合でも、前日までの連続雨量が違えば当然災害発生の危険性は変わってくるわけでありまして。前日までの累積雨量が100ミリを超えるような場合に、時間雨量50ミリの降雨があれば災害発生の危険性は高まると判断いたしますし、逆に前日まで晴れが続いた翌日に50ミリの降雨があったとしても、災害発生の危険性は低いわけでありまして。したがって、雨の降り方一つでもその他の状況によって判断は変わってくるわけでありまして、いずれにいたしましても、的確な情報収集と町民の皆さんへの情報提供が最重要であると認識をいたしております。空振りをおそれない勧告等の発令が必要であると考えているところであります。

次に、勧告、指示などの違いと、危機感を町民へどのように伝えるのかということでございますが、一説によりますと、大雨洪水警報が発表されても避難勧告発令対象地域から避難する人は統計的には5%程度しかいないと言われております。人はいきなり避難を求められてもまさかと思うのが普通であり、どれだけ短時間で避難行動に移るかは、そのときの不安の程度に左右されるものであって、災害が起きると確信するまでは動かなかったり、今までの経験から被害が小さく済むと思いついで簡単に避難しないものであると言われております。この避難勧告と避難指示の関係ですが、避難勧告は、対象地域の土地、建物などに被害が発生するおそれがある場合に、市町村長の判断により町民に対して行われる勧告をいいます。避難指示は、対象地域の土地、建物などに被害が発生するおそれのある場合に、居住者や滞在者に対して一定地域内から退去するよう、市町村長の判断で行われる指示をいいます。すなわち緊急度が高い災害などの場合に、避難勧告よりさらに拘束力が強い避難指示が出されます。なお、この避難指示は命令に等しいとされております。

危機感をどのように町民へ伝えるのかということでございますが、避難勧告発令の際、防災無線による放送は職員により行いますが、避難指示を発令した場合は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することが責務であるがゆえに、町長みずから町民へ直接喚起することといた

しております。したがって、勧告等が発令された際には被害が小さく済むと思わずに、速やかな避難行動をとっていただきますように改めてお願いしたいと思います。

3点目の御質問であります。避難指示に際して、地域住民の指揮、先導するのは誰と考えているのかということでございます。自然災害への対応は自分の命は自分で守ること、これが基本とされるべきと考えます。東日本震災のような大災害が発生した折に、日ごろからの災害に対する備えとともに、自分の命をみずから守らなければ誰も救ってくれないという厳しい現実を目の当たりにし、改めて災害対応の基本を思い知らされた次第です。避難指示の発令並びに一たび大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには町が対応するいわゆる公助だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しい場合も考えるため、自分の身を自分の努力によって守る自助とともに、ふだんから顔を合わせている地域や近所の人が集まって、互いに協力し合いながら防災活動に組織的に取り組む共助が必要となってきます。御質問の避難指示に際して地域住民の指揮、先導するのは誰かということでございますが、この自助・共助・公助がつながることにより、被害の軽減を図ることができると考えます。特に地域で協力し合う体制や活動、いわゆる共助は自主防災組織が担うべき活動の中核になり得ると考えております。

次に、高齢者などの要援護者の把握と要請にどう対応するのかという質問でございます。自分の命は自分で守る自助、自分の命の安全を確保してから周囲の人を助ける共助、国や県、役場や消防、警察、自衛隊などが助ける公助の順番で支援がなされて復興が進んでることからも御理解いただけるものと存じますし、町民の皆様もそのように認識しておられることと思います。高齢者の要援護者の把握と要請にどう対応するかという質問ですが、現在、役場でおおむね把握している情報に高齢独居世帯、高齢者のみの世帯、在宅を含めた認知症の方、障がいを持っておられる方があります。それは保健師や地域包括支援センターの情報、特別医療の申請状況などからでありまして、100%把握できているかといえばそうではございません。このような役場で収集している情報は個人情報であり、たとえ防災のためという理由があっても勝手に地域や組織に提供できるわけではございません。やはり保護されるべき情報と考えますので地域防災組織などが必要とされるなら、御本人が万一のときには地域社会から救いの手を差し伸べてほしい意思を示され、積極的に情報提供されることが基本になると思います。そのような気持ちになられるように働きかけや運動が展開されることを期待いたします。そのような働きかけや取り組みに応じて御本人が情報提供されることで、集落などの自主防災組織の議論が深まり、いざというときに頼りになる組織として機能すると考えます。

一例を紹介します。ある地域では自主防災組織を立ち上げるに当たり、独居高齢者の面接アン

ケートを行い、どういう援助が必要なのか情報収集から始まりました。その情報収集は当然、本人の公開してもよいという承諾の上に成り立っています。いざというときに誰に援助がしてほしいか、本人の希望も取り入れておられます。必ずしも近所の方ではないというのもおもしろいと思います。アンケートが終わると次は台帳の整備です。台帳には本人の承諾を得て緊急連絡先、寝室の位置、ヘルパーの訪問日など生活情報が記載されております。そして定期的に内容を更新される取り組みをされております。役場が情報提供すれば問題が一挙に解決するように考えられるかも知れませんが、そうではなくて、身近なところできめの細かい取り組みで実効性のある要援護者台帳ができると思います。一朝一夕で要援護者の把握ができるものではないということをご理解いただきたいと思っております。個人情報保護法などの制約から役場ができることは限られています。しかし、地域の方が地域で共助するために双方が了解のもとで情報を公開し共有されることは、役場が行うよりもスムーズに、一層きめ細かくいざというときに役立つものと思っております。地域振興協議会にもこのような取り組みを進めていただくように要請してるところですので、御理解をいただきますよう、お願いします。

次に、地域役員の行動はどうするべきと考えているかと、また、深夜の対応はどうかということをごさいます。この御質問につきましては、すなわち地域の役員さんにはどのような活動を期待しているのかということではないかと思っております。ことし発生しました台風11号の際にも独居高齢者、障がい者など、いわゆる災害時要援護者の方に対しまして、民生委員さんから安否確認を行っていただいております。災害時等要援護者の方に対しましては、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、必要な措置を講ずる必要があることから、地域役員さんの御協力は特に重要となってくるものと考えているところであります。したがって、災害から住民の生命、身体、財産を守るためには、行政を初めとする防災関係機関の防災対策だけではおのずと限界がありますので、地域役員さんを初め、住民の方の協力が不可欠であると考えておりまして、昼夜を問わず可能な限り安否確認などによる現状把握などを初め、特に要援護者の方への支援を期待しているところでございます。

次に、避難所の周知と避難所の人的配置など、また備蓄状況などであります。まず、避難所につきましては、区長、消防団員、警察、防災無線、SANチャンネルなどにより周知を行います。避難所の運営については、避難所への派遣職員、施設管理者の管理、指導のもとに行いますが、区長、消防団員及びボランティアの協力を得て円滑な運営が図れるように努め、高齢者等災害時要援護者の方への対応も十分に配慮することとしてるところでございます。また、避難所を開設した場合には、速やかに避難者の方の数の確認を行って避難者名簿を作成します。その実態

を把握することにより避難生活に必要な物品の確保や食糧、飲料水等の提供、炊き出しなど行うようにしているところでございます。

次に、備蓄状況でございます。災害により大規模な被害を受けた場合、市場流通は混乱し、物資の入手は困難になることが想定されます。流通機能がある程度回復するまで必要な食糧、生活必需品を自力で確保すべく備蓄体制の整備、充実に努めているところでございます。なお、備蓄物資の中で、耐用年数のあるものにつきましては随時入れかえを行い、品質管理及び機能維持に努めております。現在の備蓄品の状況でございますが、アルファ米、乾パン、保存水、粉ミルクなどの食糧品や毛布、紙おむつなどの生活用品、その他簡易トイレ、救急医療セットなどを備蓄しております。なお備蓄品につきましては、県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領にのっとり、統一された品目の備蓄及び維持管理に努めているものでございます。

次に、土砂災害危険地域指定の現状と今後についてでございます。これは先ほどの秦議員に、質問に答弁させていただきますので省略させていただきます。

次に、町内の防災訓練の状況と町のかかわり方についてであります。町内の防災訓練の状況につきましては、把握できていないのが現状です。今後は年次計画で予定しています出前講座、並びに情報☆なんぶ等において情報収集に努め、町民の皆様が防災意識の高揚を図っていただけるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。また、防災教育訓練により、災害時の個人の防災活動力の向上を図っていただくよう、町としてもかかわっていきたく思います。

次に、町内の砂防ダムの設置状況と今後の計画であります。御承知のとおり砂防ダムは、山の土砂が水とまじって流れ出す土石流の被害を防ぐ目的で溪流などに設置するものです。その砂防ダムの設置工事は鳥取県が主体となり、計画、施工、実施しております。砂防ダムの整備状況は県内で、対象箇所1,626カ所のうち453カ所で完了し、整備率が27.9%となっております。本町の整備状況ですが、平成26年4月現在で危険箇所67カ所のうち27カ所が整備済み、未整備が40カ所で整備率は40.3%となっております。現在実施している事業は福成、絹屋、上鴨部、馬佐良、武信の5地区で行っています。今後の事業予定ですが、鳥取県の方針としてレッド区域を優先的に事業実施することが示されたことから、今年度、新たにレッド区域に指定される箇所の現在の状況を確認し、町内に未整備箇所が少しでも早く解消されるよう、建設推進を積極的に働きかけていきたいと考えています。土砂災害から住宅、生命を守るためには、砂防ダムの設置が有効であることは言うまでもございません。工事に当たっては、地元の皆さんの御理解と御協力が不可欠ですので、事業がスムーズに進むように御協力をお願いしたいと考えます。

最後に、賀祥ダム及び朝鍋ダムによる河川の洪水コントロールでございます。賀祥ダムにつき

ましては、先ほど秦議員への答弁で説明させていただきましたので割愛させていただきます。朝鍋ダムについての必要性ですが、朝鍋ダムは洪水被害に対し住民から抜本的治水対策が強く望まれ、平成17年3月に治水ダムとして竣工しました。ダムの有する機能ですが、自然調整という方式で洪水調整を行っています。これは特殊なダム操作をしなくても安全に洪水を調整することができるような仕組みということでございます。また、利水用の取水設備が設置されており、雨の量が少ないときもこの取水設備を使って下流にダムの水を流し水不足を防ぐことができます。なお、サーチャージ水位は114メートルということでございます。

次に、危険建物解体撤去についてでございます。

近年、少子高齢化や地方の過疎化などを背景に空き家が増加しておりまして、昨年10月に実施された総務省の住宅土地統計調査によれば、全国で総住宅数の13.5%に当たる820万戸、鳥取県内で14.4%の家屋が空き家となっております。南部町では一昨年に目視で行った調査によれば、町内に105軒の空き家が確認されており、その後もふえているものと思います。特に、住宅地に管理されていない空き家が放置されているとして、周辺の住民からの苦情や相談がふえているのが実情です。こうした状況を背景に、今定例会に空き家等の適正管理に関する条例を上程し、所有者などに対して空き家の適正な管理を求めるとともに、管理不全な空き家について、一定の条件のもとで行政が関与できる仕組みを提案させていただいているところです。

空き家といえども個人の所有物であり、所有者等が適正に管理を行うのが基本で、隣近所とトラブルになれば民間同士の話し合いで解決していただくのが本来の姿であって、行政が安易に関与すべきではありません。しかし、所有者などが適正な管理を怠り、その結果、近隣住民の生命、身体、財産にまさに危害が及ぼうとしている場合などにも、行政として何もできないということでは町民保護の観点から適当ではありませんので、そうした場合に限り、一定の基準に沿って危険度の高い家屋として町が認定した上で、行政指導、勧告、命令、ひいては代執行の対象としていこうというのがこの条例の趣旨であります。

さて、お尋ねのあった道路に隣接する建物が崩落する危険がある場合に、まず、町がどのような対応を行うかということですが、町道であれば道路管理者として道路法に基づき、損害を予防するために必要な措置を求められます。また、この条例が施行されましたら住民の通報または町の調査により、そうした建物が把握されればまず現地調査を行い、老朽化等に伴う倒壊などにより周辺住民の生命、身体、財産に被害を与えるおそれがあると認められれば、当該家屋を老朽危険家屋等と認定した上で、所有者等に被害を予防するために必要な措置について助言または指導することができます。所有者などが行政指導に従わない場合は、勧告、命令、公表、場

合によっては代執行などにより強い措置を講ずることも可能となります。

次に、所有者が解体撤去し更地にした場合、固定資産税などを優遇する制度を町として考えられないかという質問です。地方税法により住宅用地については、固定資産税の課税標準額を200平米以下の部分を6分の1、200平米を超える部分を3分の1とする特例措置が適用されます。更地にした場合にこの特例の適用がなくなるために、固定資産税額ははね上がることが空き家の解体撤去が進まない原因の一つと言われております。（サイレン吹鳴）これは基本的には国の定めた税制であり、国のほうで制度の改善なり有効な対策を講じていただくのが筋と考えます。秋の臨時国会に向けて、空き家等対策の推進に関する特別措置法案について議員立法の動きがあり、この中で税制のあり方も含めて検討されると聞いておりますので、その動向を見守りたいと考えております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 三嶋義文君。

○議員（2番 三嶋 義文君） えらいたくさんの質問をいたしまして、ありがとうございました。それぞれもう少しお聞きしていきたいと思っております。

1番目の情報収集につきましては、御答弁いただきましたように、土砂災害警戒情報のレベル1から3をベースに、そのほか国交省や県の情報を参考にされて判断をされてるということでございました。私は、町全体の話はそういう把握の仕方になろうかと思うんですが、町内のもう少し詳しい状況を教えていただきたいと思ひまして、町内のそういった情報収集はどういうふうに行われているのかっていうことが、ちょっとお聞きしたいんです。被害がもう出せば地元の皆さんからここが崩れているとか、そういった情報は対策本部なんかに来ると思うんですけども、そういった被害が出る前の現地の状況把握をすることが必要じゃないかなというふうに思っているわけです。それぞれの地域の降雨状況ですとか河川の増水状況、あるいはため池の状況、そういったことも対策本部としては常時把握されるべきではないかと思ひますし、町民の皆さん方もそういった南部町の中の、どのあたりでそういった危険度が高まっているかということも知りたい情報の一つだというふうに思っておりますので、そういう情報はどういうふうにつまえるのかなっていうことが聞いてみたいと思ひています。

私、一つには、除雪の関係なんかでは大木屋の積雪の状況ですとか、池野、鶴田の積雪の状況とか、地域の区長さんだっと思ひますけれども、そういう方をお願いして、今どれくらい降ってますかっていう情報を夜中でもいただいたような記憶がありますので、各地域のこういった異常気象の状況を、そういうふうな形ででも収集される方法とかはお考えにならないのかなというふうに思ひますが、その辺いかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 防災監、種茂美君。

○防災監（種 茂美君） 防災監でございます。三鴨議員の質問にお答えいたします。

各地区に積雪等のときにもそういったものがあれば、雨量的なものかどうかというような質問というふうに捉えまして。実は、昨年6月に各区に簡易でございますが、雨量計を配付いたしております。ただ、配付しただけでありまして、取り扱いについての説明等については、説明書をごらんくださいというような文書でお配りさせていただいているのが現状でございます。ことしの秋から、先ほど申しましたように、各部落を回りましてそういった指定緊急避難場所を定めいく方向でありますし、また来年の洪水期にかけまして、それまでに各評議会並びに区で役員会等があるかと思いますが、そういった分に出向きまして雨量計についての取り扱いの説明をしまいた上で、各地区からの情報を収集したいなというふうに計画いたしております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） わかりました。どういう手法になるかはお考えいただきたいと思っておりますけれども、そういった南部町の中のどのあたりがどうなのかっていうことは、私どもも知りたい情報ではありますので、ぜひそういった情報収集、お考えいただきたいというふうに思います。

それから、2番目の危機感の伝え方のことなんですけれども、御答弁にありましたように、私もそうですけれども、大雨洪水警報が発表されましても避難行動を起こすほどの危機感は感じておりません。5%というお話がありましたけれども、私も洪水警報は聞き流すではないですけど、ああ、大雨が降るんだぐらいの感覚でしかございません。なかなかそれを聞いて避難を始めるような感覚にはなっておりません。仮に避難勧告が出ましても、まだ私もそんなに大したことではないだろうなっていうような感じで思っているのが現状です。さすがに避難指示というところまでいけば、そんなのきなことまでは言っておられんだろうなっていう思いにはなるんですが。なかなか洪水警報や避難勧告で行動を起こすっていうところまでは、なかなか皆さんになっていないんじゃないかなってというのが今の感覚です。

ですから危機感の伝え方といいますか、本当に危険が迫っているっていうふうに感じてもらって身も守る行動を起こされる、そのことが大事なことでございまして、そのためには町民の皆さんにより身近な、先ほども申し上げましたけれども、町内の中でもそれだけの被害が起きるところがあるというような的確な情報を流す必要があるんじゃないかなと私は思います。各地区のそういった対策本部の情報もそうですけれども、各地区のそういった情報も手法としては防

災無線や、防災無線はそこまでは細かいことが常時流せませんので、S A Nチャンネルでも使って★牛のほうでは土砂災害が起きるとか、この辺は水位が上がってるっていうようなこともテロップなんかで流してもらえばいいかなというふうに思いますが、その辺のS A Nチャンネルの活用方法はどうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 防災監、種茂美君。

○防災監（種 茂美君） 防災監でございます。防災無線につきましては、4月から大雨警報等が出ましたら町民の方に発令をさせていただいております。S A Nチャンネルにつきましてはですが、実はもうS A Nチャンネルのテロップというお話で、企画のほうと既にもう進めております。実はもうテロップにつきましては、今現在、流れておりません。皆さん御存じだと思います。このテロップはもう防災のみに使うという方向に決まっているようでございまして、今度の警報等が発令された場合にはそのS A Nチャンネルからテロップ放送を計画するように、もう既に計画いたしております。また、これはちょっとまだ役員さん等にお話しせないけませんけれども、避難勧告、避難指示等を発令する場合は、番組でも中断でもして町民の方にお知らせしたいなというような計画をいたしておりますが、これはちょっとまだ計画段階でございますので、御了承いただきたいなと思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 三嶋義文君。

○議員（2番 三嶋 義文君） よろしく申し上げます。

大体、会見地区のほうでは猪小路の空が暗むと雨が降るよってというようなことを言いますんで、町内でもそういった動きがわかれば心構えも違ってくると思いますので、ぜひ、くどいようですが、その町内の詳細な情報がいただきたいというふうに思います。

また、以前にもありましたんですけども、南部町全域に避難勧告が出されましたときに西伯地区の山間部では大雨が降っておりまして、避難勧告が出されたんじゃないかと思っておりますけれども。そのときには、会見地区ではまだ雨も降っておらんというようないい天気ございまして、余りにその状況が違い過ぎておりました。その避難勧告は間違いだらうなんていうふうに思われるようなことございまして、そういった信憑性に欠けるような情報が出されますと、皆さん本当だろうかというような疑問を持たれるようになっております。そういったことになると、いざというときにはまた、今回も大したことないわってというようなオオカミ少年になりかねませんので、ぜひとも身近で的確なそういった情報収集もされて情報提供をお願いしたいと思います。空振りを恐れないという先ほど秦議員への答弁もありましたが、その辺もあるんですけども、しっかり情報収集していただきたいというふうに、流してほしいと思います。

それから、3番目の住民さんの指揮、先導についてでございますけれども、答弁の中で私も感じましたけれども、やっぱり現場で力を発揮していくのは、きちんと統制がとれた自主防災組織ということだろうと私も再認識をいたしました。実は私の地元のほうも、そういう組織が以前に形としてできたように思っておりますけれども、實際上、今は余り機能してないというか形骸化してしまった懸念がありますので、もう一度防災監、地元に出るといふふうなお話をされておりますので、そういった自主防災組織のつくり方じゃないですけど、もう一回その辺を地域の皆さんと一緒に考えていただいて組織を立て直していただきますように、これはお願いをしておきたいというふうに思います。

それと以前には、それぞれの地域振興協議会に防災コーディネーターっていう方がおられまして、その方の努力でかなりの防災意識の機運が高まっていたように思いますんですが、このごろちょっとその熱が冷めた感がありまして、今はおられんようでございます。この防災コーディネーターの方が今まで担ってこられた役割、成果、こういった役割をこれからどなたが継続してされるんでしょうか、そういったまた任に当たるような方の配置はお考えになられませんか。ちょっとその辺はどういうことをお考えかお聞かせください。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。防災コーディネーターの次の一手をどうするかということでございます。

私もその当時、総務課長をやっております、先ほど町長が申しましたように、総務課長の席で、先ほどの話もございましたように、情報をどう集めてそれを住民の皆さんにどう伝えていくのかってということで非常に悩んでおりました。はっきり申しますと、役場に情報が来るといときにはもう既に災害が起こっているときでございます。今、どうも雨が降っているらしいぞという情報はどこからも入ってこないわけです。防災コーディネーターということを出しましたのも、例えば皆さんが、よく住んでおられる自宅の近くのふだんは静かな川が、えらい音を夜中に立てちょう、これはただごとではないというそういうような野生の感覚というんですか、生命にかかわるんじゃないかというようなその恐れというのは、必ず人間として感覚として持っておられると思うんです。そういう恐れというものを感じたときに逃げてもらわなくちゃいけませんけど、できれば近所の人に声をかけていただくとか、そういう連携というものが最終的に命を守る行動につながるんじゃないかというぐあいに思ってるわけです。幾ら今の現代科学の中で、雨量計を設置して町の総務課に情報を集めても、決してそのことによって〇〇地区、今、雨が、猪小路のほう曇ると雨が降るぞと、そういう感覚のほうの方が大事でして、どうも雨量が猪小路で

このくらい達したけん猪小路に避難勧告をとということには、私はなかなかならないのではないかというぐあいに思っています。

地域の中で、防災訓練や自主防災組織や、それから地域で助け合いマップというのをこのごろやっただいてますけども、そういう異常事態のときに誰が誰を助けるのかということが大事だと思っています。私が聞いたところでは、ふだんの役目だとか公民館での話し合いにはうちのお父さんやおじいさんしか出ないけれども、こういう助け合いマップをつくったときには、あそこにおおなる野球やちよる高校生が力があって非常に頼りになるぞだとか、あそこのお姉ちゃんはおのばあさんの手を引いたり、もしかしたらおんぶしてでも逃げてくれるんじゃないとか、こういうような話し合いにもつながるわけでございます。地域にある力を結集して話し合っていたくということは、これが最終的に地域の安全を守っていただくことではないかと思えます。

非常に行政が、先頭に立って助けるという、私もそういうぐあいなイメージを持ちたいのですが、これまでの災害の経験からもってくれば、例えば、昨年起こった★牛の災害や赤谷の災害であっても、このあたりは、ああ、大きな災害だなくてよかったねっていうところを、ところが実際には見たこともないような土石流が起きてる。広島であっても北区と安佐南区ですか、5キロ掛ける25キロだけが300ミリに近い雨が降って、10キロ離れてない広島の市内は台風にも満たない78ミリしか降ってない。そういうようなそういう気象状況が今、至るところで起きてる状況の中では、やはりそういうふだんから防災コーディネーター、またはそういう地域の中で経験を積んだり話し合ったり一緒にしながら、みずから危険を察してどうやって逃げるのか、近所に声をかけるのか、こういうことがますます重要になってくるんじゃないかと思えます。こういうソフト面に対して行政のほうとしても防災監を中心に、各集落を回って命を守るソフト教育っていうんですか、そういう知恵というものを皆さんと話し合っていきたいというぐあいに思っています。よろしくをお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） そういうことだと思います。先ほど町長の答弁にもありましたけれども、行政だけがすることではありませんし、自助・公助・共助、そういうことの中で私も、地域防災組織っていうものの重要性を認識したわけですので。今までそういう先駆者として地元の方の、結局、何ていいますか、意識づくりといえますか心構えといえますか、そういうものが培われてきた防災コーディネーターの方の成果をこれからもつなげてもらって、地域防災組織が実際に機能するような形にさらに進めていただきたいということを思っているわけですので、防

災監を中心にそのことも進めていただきたいというふうに思います。

それから、高齢者の方の要援助のことは先ほど答弁をもういただきました。これも当然、自主防災組織っていうものが機能せんとなかなか難しいことだというふうに思います。ただ感じておりますのは一つ、そういう台帳をつくるにも情報をつかむにしましても、何か私の感覚かもしれませんが、そういう要援助の方はお世話になることが心苦しいっていうようなところがどうしてもあって、迷惑かけるけんっていうようなことがあると思っています。実際に避難を要するようなときにも、そういった皆さんが、じゃあ、頼みますわとか、決意しやすいようなまた環境づくりというのにも必要じゃないかなというふうに思っております。それにはいろんな地元の役員さん方であったりそういう方も、自主防災組織の方が声かけをして、ふだんからのかかわりっていうのも当然必要じゃないかというふうに思います。迷惑かけるけんいいわということがないように積極的に動いていただくような環境づくり、お願いしたいというふうに思います。

先ほどの答弁の中で、安否確認が民生委員さんを中心にしていうお話がありました。実は先月、私、集落内で福祉関係の役員さんの寄り合いをいたしましたところ、いろんな問題が出されました。民生委員さんも出かけておられまして、民生委員も安否確認をする任があるんだけど、大雨の中を一人で夜出るっていうことは自分としても非常に怖いというようなこともおっしゃられましたし、ほかの福祉関係の委員さんからも、安否確認だとか要援助者の方のお手伝いしたいんだけど、どこで伺っていいのかどこで動いていいのか、どのタイミングですかねっていうことで、物すごく協力的な意欲はわかるんですけども、タイミングがようわからんというようなことも話されました。きょうの答弁にもありましたように、本当に地元でもう一回話し合って自主防災組織っていうものの中で、それぞれの役員が、じゃあ、こういうときにはこの方に声して2人で行ってくださいとか、そういう形が最終的な動き方になってくるんじゃないかなというふうに思います。行動するタイミングですとかルールづくりですとか、そういうことも自主防災組織を見直すときに大事なことではないかなというふうに、答弁を聞いて私も思いました。

そのタイミングのことを一番最初、発令される場所から聞きましたんですけども、私の感覚で今整理してみますと、気象庁がテレビの中で出ます警報の中の大雨洪水警報、これが私だったら、運動会でいう「位置について」ぐらいかなと、それから避難勧告が出されますと「用意」かな、指示になって「ドン」かなみたいな、「位置について用意ドン」みたいな3段階ぐらいを今感じて持っているんですけど、その辺や勧告でも「ドン」で、指示が完了だよっていうその辺が非常にそれぞれがありますから、難しいところだと思うんですが。

防災監、どうですかね、警報、勧告、指示、こういうような段階だないかなっていう感じで見てるんですが、もう1ランク上ですかいね。どういう感じですか、動き始めるタイミングっちゅうのは。

○議長（青砥日出夫君） 防災監、種茂美君。

○防災監（種茂美君） 防災監でございます。避難勧告、避難指示でございます。避難準備情報もございますが、あくまでも避難準備情報が発令されますと、避難の準備をしていただけるような指示をさせていただきます。勧告になりますと、そろそろ避難所等に避難していただく。指示になりますともう命令系統になりますので、命令系統で避難をしていただくような格好になるというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 三嶋義文君。

○議員（2番 三嶋 義文君） 済みません、ちょっとしつこくなりました。これなかなか難しいと思います。ケース・バイ・ケース、いろんな条件があると思いますので、最終的にはそういった勧告が出されたところで個々人が判断していく。それには危機感を持って早目の行動をしていくっていうのが答弁でもありましたけれども、難しいことだろうと思いますけれども逃げねば被災してしまいますので、その決断が大事なことだと思います。

それから夜の話ですけれども、民生委員さんも夜は非常に危険だという話ですが、16年前の西部地震のときにも、あれは屋間の発生だったわけですから奇跡的に一人の死者もなかったということで幸いだったわけですが、広島や伊豆大島のような夜中の災害は本当に対応が非常に難しいんだろうなと思います。町長も先ほど決断には非常に勇気が要するというふうにおっしゃられました。指示が出ても本当に、いざ自分たちが外に出て援助や救助なんかほんにできるのかなっていうふうに思ったりもするわけですし、そういったときに民生委員さんが安否確認に行かれるのに誰かがついてあげないけんわけですけれども、その公的な部分の人っていますか消防団さんとかそういった人にも、協力ってそれぞれの地域にもあるわけですけれども、要請したりお手伝いいただけるもんなんですかね、どうなんでしょうね。

○議長（青砥日出夫君） 防災監、種茂美君。

○防災監（種茂美君） 防災監でございます。東西町のほうは自主防災組織が全て確立いたしております。東西町のほうでは自力と集団、援助、専門職という4つにたしか分けてありました。その専門職というのになりますと消防団の方とかお医者様とか、直接に専門的な知識を得られた方が、そういった要援護者の方を避難させるというような組織づくりが既に東西町はできているようでございます。今、御指摘のように、今、消防のほうでもそういったような格好でお手伝い

をするような自主防災組織の、町全体をしていきたいなというふうに私ども計画いたしております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 三嶋義文君。

○議員（2番 三嶋 義文君） ありがとうございます。ぜひ、私も地元に戻れば自主防災組織の再構築見直ししていきたいというふうに、痛感したところです。

時間がなくなりましたんで、質問というより私の思いをちょっと次々端折っていきたくと思います。避難所の体制ですけれども、私が心配しますのは、職員さんが本当に避難所にすぐ結集されるんかいなという心配をしておるわけです。私の経験上、22年の年末から年始にかけてどか雪、豪雪災害が起こったときに、職員が本当に庁舎まで来るのがもう大変だったという思い出があります。ですので、こういった豪雨災害が起こったときに本当に避難所を開設するので、職員さん招集かかると思いますけれども、本当に夜であったりそういったときには本人が危険にさらされるようなことがありますので、その辺のこともちょっとお考えいただきたいなというふうに思っています。

それから、備蓄品の話で伺いましたけれども、耐用年数が来たものはどうなっているのかなと思ったりもするんですが、処分されているのかどうかというところなんです。私、その話を回答いただくより、もしもそれを処分して廃棄されているのであれば、耐用年数が来るちょっと前ぐらいまでに皆さん方に食してもらったり使ってもらって、ああ、これは備蓄品なんだなというふうな、また防災のことを一つ思い出してもらおうきっかけにも一つならへんかなというふうに思ひまして、その備蓄品の処分のことで聞いてみたかったところです。

それから、次の7番目のレッドゾーンの話は秦議員さんの答弁でもありましたので、わかりました。ただ、この区域指定については、砂防ダムですとかそういったハード事業がなかなか一気に進まんというところの中で、土砂法の中で、住民の皆さんの自己防衛の気持ちを高めていただくという観点で、住んでいる人たちが自分の地域は危険なんだというソフトといいますか、そういう意識を高めるための地域指定というふうに、そういう目的もあるというふうに思っております。そういうところに特別な情報提供がされているのかなと思ったりもしたわけですが、ぜひ、そういった危険なところには真っ先にでも情報を流したり、地域の皆さんとの共助のほうを優先するなりお考えいただきたいというふうに思います。

防災訓練の話も、出前講座の中でお話しされたらというふうにお問い合わせしておきたいと思っております。

砂防ダムもわかりました。実施箇所が5カ所ありまして40.8%の整備率、全国平均から見ればまだまだいいほうかなと思っておりますけれども、ぜひ、こういう工事も早く進めていただきたい

と思います。

最後にダムの関連は、秦議員さんの答弁がありましたのでわかりましたが、私がここでお願いをしたいと思いますが、ダムではなくって農業用のため池の対策のことです。従来は農業用のため池として関係農家の皆さん、それぞれが維持管理をしてこられましたけれども、今は耕作者の方が減ってまいりまして、受益関係者の方ってというのが本当に少なくなりました。ため池を管理する人が非常に少なくなっております。こういった現状の中で、放置されて管理が行き届いてないため池というのが、土砂もたまって漏水もしたまま、あるいは余水吐けには木が挟まったまんまというものが放置されています。これに大雨が降って一気にまた流出したりしますと、本当にその下には安佐南じゃないですけど、広島じゃないですけども、人家がありまして大変な被害を及ぼすというふうになります。そこで、現状の農家の皆さん方のことを考えますと、昔のように農業施設だからといって農家の方から負担金を取って、そういうものを修理したり管理するというのは本当に現実無理じゃないかと思っているわけです、皆さん方に御負担を要請するのは。ですからこういったため池は、もうこれは農業施設じゃなくって防災のための町が実施する事業だというふうに捉まえていただいて、町独自で実施をしていただきたいというふうに考えるところですけども、町長、この辺のことはどうですか、お考えお聞かせください。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。るるお話を聞いておりますけれども、この件については例えば、災害復旧などの工事を施工する場合に、やっぱり受益者負担というのがあります。確かに2011年ですか、南部町、避難勧告をしたわけですけど。あのときは老朽ため池が越流して堤体が崩れる、こういうことが会見地区でも起き西伯地区でも起きて、その下に人家があるというようなことから、これはただごとにならないという判断で避難勧告を出させていただいたわけですけども、非常に管理がおろそかになっておるということでございます。したがって、その利用をされるならこれは管理責任があるというように思うわけです、利用されるなら。されないものだったらやっぱりそれはちゃんと言っていて、堤体をあらかじめ破壊しておくとかそういうこともできるのではないかとはいえますけれども、やっぱり利用されている限りは利用者が管理をしていただかないといけんというように思っております。

このため池が町内には思わんありまして、私のざっと記憶するだけでも何百の単位です。500まではなかったかもしれませんが、とにかく数百ため池があろうと思います。こういうものを全て町のほうで管理、仕切るなんていうことはこれはできませんので、やっぱりさっき言

ったような手法で、老朽化してもう使っていないようなものについては、壊してしまうというようなことは防災上、町のほうで取り組んでもいいのではないかとこのように思うわけですが、使っている限りは使っている人が管理をしていただかんといけんと、このように思っております。

それと、全体的な話ですけれども、特に避難勧告のことについてちょっと申し上げておきたいと思っておりますけれども、この発令は非常に悩ましいわけですが、悩ましい。この間も防災訓練をやったわけですが、これはあらかじめこういう状況ですというような情報なしで、本番さながらの防災訓練でして、避難勧告を出す、そしてまた避難指示を出すというところまで来たわけですが、結局一番悩んだのは、情報がないときには出しにくいわけですが、全く被害状況などの通知が入らないのに、あそこへ避難勧告出すだというようなことはちょっと難しいわけですね。ですから、防災監が、基準は避難勧告の基準に達したって言うわけですが、なかなかそこでためらいが生じました、正直言って。したがって、情報をどれだけ数多く収集できるのかというようなことに発令の判断は大きくかかっているというように思っております。

それから、さっきおっしゃったように、あらかじめわからへんかやというのがあります。大体この地区はここが弱い、したがって、そこへ事前にちょっと行ってみなさいというようなことで行ってみる。まだ水位がそこまで達してなかったとか、そういう大体わかっておるわけですが、町内の弱いところが。そういうところの情報収集をしたり、それから、住民の皆さんの情報収集をいただいて勧告をするということですが、結局、見逃しはいけんと。見逃し三振ですか、見逃しはいけんと、空振り三振のほうがいいということをくれぐれも指導を受けまして、とにかく空振り三振でもいいので避難勧告をおくれんように出せということを学んでおりますので、あんまりちゅうちょせずにやりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 残り2分ですので、まとめてください。

三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 時間がなくなりましたので、そういうことはお願いをしておきたいと思っております。特に先ほどの放置されたため池については、何百を町のほうが管理するわけじゃなくって、足し割りするようないため池なんかについては、補助事業もありますけれども、災害のようなもっと高い、するのであれば高い補助で、地元負担のないような形でしていただきたいというふうをお願いしておきたいと思っております。

それから、2点目の危険建物のことですが、今回、条例化がされましたので、ぜひ、それで運用していただきたいと思っておりますけれども、おっしゃったとおりで大風が吹いて瓦なんか町道に落ちれば、町も道路管理者として責任を問われるというふうに思っておりますので、ぜひ、その

辺は条例化の中で、職員さんと地元の方と、所有者の方と話を進めてもらいたいと思います。

固定資産税の件は、国の動向を待ちたいというのが御回答でありましたけれども、町も定住対策の中で固定資産税を5年間還付する制度もありますので、町独自の考えもあっていいんじゃないかなというふうに私も思ったところですので、そういう観点からもぜひお願いしたいというふうに、御検討をお願いしたいというふうに思います。以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（青砥日出夫君） 以上で、2番、三鴨義文君の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） ここで昼休憩にしたいと思います。再開は1時10分。

午後0時10分休憩

午後1時10分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

続いて、4番、板井隆君の質問を許します。

4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 4番、板井隆です。議長からお許しをいただきましたので、通告しております2点について御質問をさせていただきます。御答弁よろしく願いいたします。

最初に、南部町の財政について。初日の本会議で須山代表監査委員から報告があり、平成25年度一般会計決算においては歳入が72億7,971万9,000円で、歳出が70億6,460万5,000円、また、特別会計が13件で、歳入28億470万7,000円、歳出が27億9,888万2,000円で、全ての会計において実質収支で赤字の決算はなく、極めて健全な決算であるとの報告がありました。町長を初め、執行部、職員の皆様方の努力に対し、敬意を表するものであります。しかしながら、一般会計では歳入の74.6%、約4分の3が依存財源であり、国、県からの交付金、補助金、負担金で運営されているのが現状でもあります。南部町も合併10年を迎え、今年度をもって合併の財政支援措置である普通交付税合併算定がえ期間が終了し、その後5年間は激変緩和措置により段階的に削減されるものの、5年後には5億円程度の交付金、普通交付金が減額となります。そこで、大きな町の財源である地方交付税の今後について2点お伺いをいたします。

最初に、平成25年度の決算では、24年度とほぼ同額の地方交付税となっておりました。要因につきましては、これはこのたびの決算資料にも記載してあり、私はある程度、確認すること

はできましたが、重ねて質問させていただき、今後の見通しについてお伺いをいたします。

2点目といたしまして、地方交付税のうち、普通交付税は先ほどもお話をしました、今後、減額は決定しております。そこで、特別交付税のさらなる獲得が町民の利益にもつながると考えますが、それについてお伺いをいたします。

次に、人口減少対策について、ことしの5月に民間有識者でつくる政策発信組織、日本創成会議の人口減少問題検討分科会から、若年女性の流出により、2040年には1,800、現在ある1,800自治体の中、896の自治体で運営が行き詰まる、また消滅というような衝撃的な発表がありました。これは、東京一極集中の是正や魅力ある地方の拠点づくりなどをあわせて、提言もされました。分科会では、国立社会保障・人口問題研究所が昨年3月にまとめた、将来推計人口データをもとに最近の都市間の人口移動の現状を加味し、全国市町村別で人口推計を公表しております。

南部町の場合、2010年の総人口が1万1,536人、そのうち、20代から30代の女性が1,085人でした。先ほど言いました人口移動が収束しない場合、2040年、これから約25年後になりますか、には、南部町の総人口は7,285人で、そのうち20代から30代の女性が533人で、2010年の半数以上の人口が減少するとの試算となっております。

自治体が消滅するそんな状況は考えられないわけなんですけど、もうちょっと詳しく調べてみたら、これはTPPの問題や道州制の問題を加速したいという狙いもあるんじゃないかなというようにある新聞では書いてもりましたが、若干、そういったところもあるんじゃないかなというふうに思いました。

しかしながら、現状としては決して予断を許さない状況でもあり、南部町は今年度から婚活、子供、子育て、若者定住支援を積極的に進めています。この施策をさらに加速し、南部町の基幹産業である農業や地域資源の整備と活力で、失礼しました、整備と活用で魅力と誇りあるまちづくりを推進し、この統計試算に逆行する必要があると考えました。そこで、交流人口、定住人口をふやす施策について、3点お伺いをいたします。

1つ目、観光施策としてニューツーリズムの振興で交流人口をふやし、さらに定住人口をふやすことにつながらないか、お伺いをいたします。

2点目としまして、ことしから観光協会に観光プロモーターを配置されました。プロモーターの役割も大きいものがあると思いますが、現状と今後の課題について、お伺いをいたします。

さらに、ニューツーリズムを推進する上で、地域資源、例えば農業、また旧所名跡、観光地など、現状把握はどのようにしておられるか、お伺いをいたします。

もう一点、人口減少のもう一つの対策として、若者定住施策について、南部町は近郊に米子市、また国道180号線のバイパスの完成で、境港市、安来市へも通勤圏内に位置をしていると思います。福里団地の第二期工事ほか、若者が定住したくと思う環境づくりと、住みたくなる場所づくりで若者定住の推進を進めていくことができないか、お伺いをいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 板井議員の御質問にお答えをしてみたいです。

最初に地方交付税についてでございます。回答する前に、地方交付税制度と仕組みについて簡単にお話をさせていただきます。福祉や教育など住民の暮らしに大きくかかわる行政サービスの多くは、地方自治体が担っています。その財源は本来その地域の税収入で賄えるのが一番よい姿ではありますが、企業や人口が大都市に遍在している現状では、地方においては必要な財源が確保できません。このため、税収が不足する地方自治体に必要な財源を交付し、どの地域でも一定の行政水準が維持できるようにすることが重要であり、この役割を担っているのが、地方交付税制度であります。その仕組みは、まず本来地方の税収入とすべきである所得税や消費税などを国が地方にかわって徴収し、必要な地方交付税総額を確保します。そしてその94%を普通交付税とし、人口や面積など共通の尺度をもとに算出した各地方自治体の標準的な財政需要である基準財政需要額が、標準的な税収見込み額である基準財政収入額を超える場合に交付します。残り6%を特別交付税として、普通交付税の算定では補足することができない、災害など地方自治体ごとに生じた臨時的な経費に対して交付します。

今後、特別交付税の割合については、見直しが決定的でありまして、平成28年度に5%、29年度に4%となります。御質問の普通交付税の推移について答えてまいります。まず普通交付税の推移ですが、会見町、西伯町が合併し、南部町となった平成16年度以降の推移は、全国的には、平成19年度までは三位一体改革の影響で減少しました。南部町においても、平成16年度と平成17年度には影響がありましたが、平成18年度には、固定資産税、家屋の基準財政収入額の減少と行革インセンティブ算定による基準財政需要額の増加、また平成19年度には、固定資産税、家屋の錯誤措置による基準財政収入額の減少と、新設された頑張る地方応援プログラムの成果指標の向上により、基準財政需要額の増加があり、地方交付税の削減の影響が大きかった他の地方自治体と比較して、南部町では個別の事由により増加しました。さらにその後の年度においても、景気低迷による経済対策として、基準財政需要額の算定項目に地方再生対策費や地域雇用創出推進費が新設されたことにより、増加をし、平成22年度には10年間で最高額の3

5億3,447万2,000円となりました。

しかし、平成23年度以降は、平成23年度に算定単位の一つである人口に平成22年度国勢調査人口が適用され、人口減の影響が反映されたこと、これは基準財政需要額ベースで4,272万1,000円となっております。平成24年度には、鳥取西部地震の災害復旧のために借り入れた起債の償還が終了したこと。平成25年度には、地域の活性化などの緊急課題に対処する観点から、地域の元気づくり推進費が新設されましたが、単位費用の改正、町税の法人税割の基準財政収入額の増加により、直近3年度においては3年連続して減少し、平成22年度から比較すると2億8,022万4,000円の減となっております。ちなみに、まだ確定はしていませんが、平成26年度の普通交付税は30億715万3,000円、臨時財政対策債2億3,837万7,000円で、合計した実質的な普通交付税は32億4,553万円が予定されており、前年度より871万8,000円とわずかに減少しています。

次に今後の見通しですが、これは特別交付税の見通しとあわせて回答させていただきます。先ほど述べました普通交付税と特別交付税の割合の変更にあわせて、算定項目の廃止、見直しなども進める方針も出されております。また、歳出特別枠と別枠加算についても見直しがなされ、別枠加算については平成26年度に4割削減されていますが、今後も税収の見込みを勘案しながら決定されることとされています。このような制度の改正を踏まえた上で、具体的にどう見通しているかということですが、残念ながら減少する見通しの説明をせざるを得ません。板井議員も御承知のことと思いますが、南部町は現在合併算定がえによる特例措置の適用を受けて、普通交付税が交付されております。この合併算定がえは合併年度、及びこれに続く10年間は旧市町村が存続するものとして、交付税額が保障されますが、その後5年間で段階的に縮減され、合併後16年で適用期間が終了となります。南部町は平成16年度から平成26年度までが、旧会見町、旧西伯町の交付税額が保障される期間で、平成27年度からは合併算定がえによる増加分を段階的に縮減する期間に入り、平成31年度で適用期間が終了、平成32年度からは南部町の本来の姿で算定、これを一本算定といいます。交付税額となります。ではどのように減少するのかということですが、合併算定がえによる増加分は年度によって変動するため、あくまで参考数値としてでございますが、交付税額の確定した平成25年度で試算をいたしますと、平成25年度では、合併算定がえによる増加分は5億3,293万3,000円となっております。この増加額が平成27年度には1割の減、28年度以降はさらに2割ずつ減少していき、平成32年度にはゼロとなります。

ただし、総務省は平成26年度以降、合併算定がえの期限が切れる地方自治体が急増するため、

激変緩和を目的に平成の大合併により市町村の面積が拡大するなど、その姿が大きく変化した実情を踏まえた交付税算定をするための見直しを、平成26年度以降、5年間程度をかけて行うという方針をまとめておりまして、この見直しが南部町にどの程度影響してくるかはまだ不透明です。今後の動向を注視する必要があります。

また合併算定がえの段階的縮減期間中に行われる平成27年の国勢調査の人口の結果次第では、さらに交付税額が減少する可能性があります。実際に、平成22年の国勢調査の人口が1万1,536人となり、平成17年の国勢調査人口1万2,070人から534人減少し、平成23年度の普通交付税において、基準財政需要額ベースで4,272万1,000円の減額となりました。早速、目前の来年度に調査が迫っておりまして、この結果は平成28年度から反映され、5年間は算定に適用されることから、人口が今より減少となると大きな影響となります。

次に、特別交付税のさらなる獲得をとということでございます。南部町の特別交付税の算定は、平成25年度の算定結果においては、ルール分は4億5,662万3,000円、それ以外の項目である特殊事情分は1億3,613万1,000円となっており、ルール分については、確実に決まった額が毎年度交付されますが、特殊事情分は例えば他の地方自治体で大きな災害などがあれば、そちらのほうに重点的に配分されるため、南部町がその年度に特別な事業などをしていても、確実に配分されるというものではございません。特別交付税は先ほど申しましたように、特殊事情による使途に対する措置であって、その増加について確約されたものではないこと、また見込まれる支出に対して一定の枠内で配分されるものであることから、獲得のために事業を実施するのではなく、必要により、実施した事業をいかに対象と捉えていくか、漏れのないように拾い上げていくということが重要と考えております。そのように取り組んでまいりたいと思います。

次に、人口減少対策についてでございます。

まず、観光施策としてニューツーリズムの振興で交流人口をふやして、さらに定住人口をふやすことにつながらないかという御質問でございます。結論から申しますと、定住人口をふやすきっかけの一つになると、このように考えております。

ニューツーリズムといいますのは、従来の旅行とは異なり、旅先での人や自然との触れ合いが重視された新しいタイプの旅行をいいます。観光先進地の例を見ますと、その地を何度も訪れているリピーターが、その地を好きになり、最終的には定住したといった例が多くございます。本町においても、まずは観光でおいでいただき、町内の自然や里山の風景、豊かな歴史文化、食べ物、人々のきずなやもてなしの心などを十分に体験していただければ、必ずや南部町のファンと

なっただけだと思っております。それをきっかけとして、リピーターになっただけ、将来的に移住、定住していただけるよう、今後ニューツーリズム、つまり体験型の観光に力を入れてまいりたいと考えておまして、そのためにさまざまな体験型メニューを整備していきたいと思っております。

次に、観光プロモーターの配置による現状と今後の課題は何かという質問でございます。本年6月に、南部町観光協会で観光プロモーターを1名配属され、町は補助金という形で支援をしております。プロモーターには、日々精力的に県内はもとより近隣県、首都圏、及び関西圏の旅行会社、観光関係者やマスコミを訪問して、赤猪岩神社を初めとする南部町の観光を売り込んでいただいております。まずは観光地、南部町の名前を業界に認知していただくことに力点を置いた活動、将来に向けての種まきをしていただいております。のみならず、実際の誘客にも実績を上げていただいております。8月には岐阜市の老人クラブの団体旅行客が花回廊から皆生温泉に向かう途中に、赤猪岩神社をルートに組み込んでいただきまして、5日間にわたり、合計で大型バス7台、約250名の観光客にお立ち寄りいただきました。また、春のさくらまつりやゴールデンウィークに向けた誘客のプランなど、今から関係者と調整を行っていただいております。

今後の課題でございますが、町内での受け入れ体制の整備、具体的には赤猪岩神社から先の周遊型の観光メニューの造成、案内看板の整備、土産物や地元料理の開発、民泊等の宿泊施設の確保、ガイドの養成などが必要だと考えております。南部町での滞在時間をいかに長くし、いかに地元にお金を落とすだけかということが課題になろうかと思っております。

続いて、地域資源の現状把握でございます。昨年度、南部町のお宝を探すことを目的に虹色マップを作成しました。作成の過程では若い学生にも御参加いただいて、地元の地域振興協議会や集落の方とともにワークショップを行い、地元のいいもの、観光資源や体験メニューになり得るものを掘り起こしております。また、農業体験については、賀野地区のブルーベリー狩りや、梨狩りなどの観光農園や、ことし5月に行われた清水川地区の古代米の田植え体験など、農作業の体験イベントも幾つか行われているところです。もちろん、虹色マップに掲載されてるものが南部町の観光資源の全てではなく、何げないものが何かのきっかけで一気に注目を浴びることも最近の傾向としてあります。例えば、べた踏み坂だとか、コウノトリ、ふなっしーなどでございます。世の中の流行や機運を敏感にキャッチして、観光資源をうまく売り出せるようにしたいものだと思います。

最後に、若者定住施策として、市部周辺に勤務する方を対象とした宅地造成で若者定住を推進する考えはないかという質問でございます。議員御指摘のとおり、宅地造成は若者定住に有効な

施策の一つであり、特に本町は米子市に近いことから、町内の利便性の高い地区に住宅団地ができれば、若い世代を中心に需要はあるだろうと思います。ただし、事業主体はどこが行うかとなると、行政が行うよりも民間で採算性を考慮しながら、魅力的な団地を整備されるほうがうまくいくのではないかと考えております。

町としては、現在民間業者に委託して、町有地に若者向けの住宅を整備しておりますが、その成果も見ながら、そうした手法も引き続き検討していきたいと思っております。なお、私自身は宅地造成を行う場合に、1カ所に集中して新たなニュータウン的なものをつくるのではなく、既存の集落に二、三の区画整備を行い、そこに若い世代に入っていただくことで、集落の若返り、活性化を図ることのほうが有益ではないかという考え方を持っております。現在、実施しております空き家一括借り上げ事業もそうした考え方につながるものであり、こうした施策も活用して、今後とも定住人口の増加を図りたいと考えております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 4番、板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 御答弁ありがとうございました。そうしますと、また順次、再質問させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、財政についてです。私も実は財政についてなんていうのは初めて、6年間でさせていただくようなことで、正直言ってちょっとだけふだんよりは勉強したようなつもりなんですけど、全くちんぷんかんぷんで、わからないなというようなところでした。特に、先ほどお話のありました地方交付税については、国の総務省の全体の予算枠の6%ですか、以外が一般交付税になって、それから、6%部分の特別交付税をこう分けていくというようなことで、私もホームページで見させていただきました。

さっき、町長の答弁にもありましたけど、私もことしの町のほうに出てくる普通交付税の金額のほうも、総務省のホームページから調べさせてもらって、先ほど町長言われたとおりの金額が南部町については載っております、若干、昨年度の当初よりは減るんですけど、最終的には交付税の後、こう少し最終的に出る分があったりして、多分似たような形になるんじゃないかなというような考えをしております。この30億6,902万、済みません。30億692万8,000円となって、いうふうに先ほど町長も言われたんじゃないかなと思うんですけど、この交付額についてなんですけど、先ほど町長の答弁はあったんですけど、この金額について、どのようにまずこう考えておられるのかなっていうことを聞いてみたいなというふうに思います。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。交付税の推移につきましては、先ほど申し

ましたようなことですが、合併してから10年間のうち、順次減っていくだろうという中で、思ったより減っていないというのが一つはあったかと感じであると思います。ただ、これは交付税の特別交付税のほうが、やはり大きな影響がありまして、普通交付税としてはやっぱり確実に減ってきたんだろうなと思っております。この減り方が、思ったより少なかったという考え方の中には、例えば起債償還に当たるものですね、交付税措置であるとかそういうものもあったりして、一概にその算定のもとになったもので、順調にその分が確保されたものではないというような、私はイメージを持っております。ですから、これから、いろいろなその単位費用の見直し等もございまして、その中では非常に厳しい状況にあるのではないかなという考えでおります。

○議長（青砥日出夫君） 板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 本当に、先ほど話がありましたように、普通交付税についてはこれから、今年度は今までどおりで、決算で出てくるわけなんですけど、来年度以降、段階的にこう落ちていくと、計算でいくと5億円のうちの5分の1ずつですから、1億ずつですか、毎年こう普通交付税が減っていく、また先ほど言われたように、来年度の国勢調査の人口によってはさらに減る可能性があるというふうに答弁もあったんですけど、そういったような中でこれからどういったところを、何ていいますか押さえながら、ただ、町民へのサービスが安心、安全が低下してもいけないと思うんですけど、そういったところをどういったところで工夫をしていかれたいかなというふうに考えておられるんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。まず、特別交付税から言いますと、先ほど申し上げたように、何かの事業して交付税、特別交付税をいただくということよりも、やっぱりその必要な事業はしなければいけませんので、やっぱりそういうものを見落としがないように間違いなく拾って、そして、特別交付税の獲得につなげていくというのが一番大事なポイントではないかと。というのはちょっと担当していてもなかなかこの見落とししてしまうだけほどの膨大な量、科目がありまして、つい見落とししてしまうこともありがちなんです。したがって、そういうものを間違いなく拾い上げて、交付税の交付にルール分としてつなげていくということが必要であります。

それから、普通交付税の額については、これは御存じだと思いますけれども、年末に総務省が地方財政計画というのをつくるわけなんです。これは財務省と一緒に調整してつくるわけなんですけれども、この地方財政計画がもとになっております。日本全国の地方財政の中でどれだけ財源不足になるかということが、大体そこで決まるわけなんです。この地方財政計画が決定になれば、おのずと交付税の額が総額が決まってくると、こういう仕組みになっておりますので、差し当たっては、

やっぱりその地方財政計画にきちんとその地方財政の現状を訴えて、交付税総額にまず反映させるような運動をせんといけんと思います。これは全国町村会などを通じて、総務省に働きかけをするということを例年行っておるわけですけども、これをきちんとやって総額確保ということがあります。

それから、総額が確保されてからは、いわゆる都市と地方と田舎と、そういうところのある程度綱引きもあるわけですけども、やっぱりその都市部のその人口10万人を基準としておるわけですけども、都市部のほうとそうでないところ、私たちのような中山間過疎地の行政の違いというものをやっぱり言っていかんといけんということでございます。そういう意味で私は全国町村会は非常に大きな役割があるというように思っておりまして、交付税確保に向けては、そういう全国的な努力、働きをせんといけんというのが1点であります。

それから、2点目は近年その交付税を政策誘導の道具に使っておるような部分があります。いわゆるその行政改革を余計やったところには、手厚く配分をするというようなことがあります。それから、産業振興ですね、いわゆる工場出荷額が多いところだとか、あるいは、農業生産額がいつからいつ比べて随分伸びていると、そういうそのことを引っ張り出して、そういう努力をしたところに手厚く配分すると、こういうことを最近やるわけです。これの是非は別にして、現にそういうことをやりますから、そういうことについてきちんと対応して、そういう方向での努力をして交付税の増額につなげるというようなことが必要であろうというように思っております。努力はしておりますけれども、ルールには勝てませんので、これは基金などを活用しながらソフトランディングしていくという、財政運営の基本的な考え方です。

○議長（青砥日出夫君） 板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） ありがとうございます。私も実はきのう、地方交付税法の中のその交付のことですか、書いてある分のあのホームページで見ましたら、全部で150ページぐらいありまして、ようプリントアウトはできんなと思って、ずっとこう順を追って見てたんですけど、その特別交付税のこの考え方っていうか、捉え方には本当にいろんな面でこう当てはまってみたりとか、そういったところがあって、いろんなところのこうフォローがこれの中にこう詰まってるなというふうに感じました。やはり町長言われたように、そういった形で、予算を組んで町の姿をこう示していくわけなんですけど、その中でそういったような当てはまるものがあれば、どんどん落としないように、大変だとは思いますが、自主財源ではなくて、依存財源でそういったものが賄えれば、また自主財源のものをまた違うところにも向けれる面もできるんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いをさせていただければと思

ます。

それと、前にもちょっとお話もしたことありますけれど、町長が何か計画されて、例えば小学校の改修のときとか、それから統合の水道のこととかも含めて、こう計画してるとちゃんといいその交付金といいますか、そういったのが出てきて、相当、町財政を圧迫することなく、タイミングよくこうやってこられたなというふうにも私もここにおいて感じております。ぜひとも、そういった先んじた体制をとっていただければ、多分それもまた今後もつながっていくのではないかなというふうに思いますので、こちらのほうもあわせて、よろしく願いをいたします。

先ほど申したようにちょっと、余り詳しく数字のことは弱いものですから、財政につきましてはこのくらいで終わらせていただければというふうに思います。

次に、ごめんなさい、定住施策、人口減少対策についてなんですけれど、まず最初に、ニューツーリズムということで話をさせていただきました。先ほど御説明がありましたように、ニューツーリズムと言いますと、これも最近、観光庁のほうから出てきた言葉のようですが、最終的には着地型の観光であると、今まで進めてきたエコツーリズムとか、グリーンツーリズム、それから産業観光、文化観光、そういったものを全て取り入れながら、いいところ取り入れながら来ていただいて、観光客の方に、お客様に来ていただいて、それからこの地域のよさを知っていただき、話がありましたように着地型からいずれはこう定住をしていただけるような姿に持っていくというのがニューツーリズムであるというふうに、私のほうも思いました。

そういったところで、今現在、今年度ですか、昨年度ぐらいから、観光の農業のほうですけど、体験型農業というところも力を入れていきたいというようなことを私も一般質問をさせてもらって、そういった話も出てると思うんですけど、そういったところ今、どの辺までこう話とか、何か成果的なものがあるのかなというところをまず聞かせていただければと思います。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、頼田泰史君。

○産業課長（頼田 泰史君） 産業課長でございます。定義といたしましては、先ほど町長が答弁しましたような形のものしかまだ出てきてはいないわけですが、具体的なところというのがなかなか進まないという形ですので、町長が紹介いたしましたようなのが、現在取り組んでおるような格好でございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 確かに、農業の体験というのは非常に難しく、またグリーンツーリズムまでいけば、そこにまた宿泊とか、そういったものも入ってこなくちゃいけないということで、農業する方からすれば、よそ者を田んぼにとか梨畑とか、それから柿畑とか、そういっ

たところに入ってもらったらどうかなというような、多分考えもあるんじゃないかなというふうに思います。ただ、前にも私ちょっとこのことを話したことがあると思うんですが、天津のほうでイチジクを生産しておられる方が、緑水園からお客さんをイチジク狩りをして、緑水園でお昼を食べてくださいというようなことをして、最初は本当に嫌がられました。大事な圃場に素人入れさせたくないし、ちょっと下が悪くなるとばらばらになるし困るな、病気もうつるしなというような心配だったんですけど、何人か何組かお客さん来られるようになってから、だんだんその態度が変わってきて服装も言葉も変わってくるということで、やっぱり新しいものに着目してお願いをして、受け入れてもらうまでは大変だとは思いますが、一度そのよさ楽しさをわかってもらえば、多分そういったところもだんだん解消していけるところもあるんじゃないかなというふうに思いますので、もう一つの第一歩をこの今新しく入ったジゲおこし協力隊ですか、そういった方々にも協力をしてもらって、ぜひとも体験型観光、農業ですね、そういったものも充実していただきたいなというふうに思います。もう一度、お願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 体験型の農業の推進なんですけれども、この春に地域おこし協力隊の声かけによって、清水川で鳥取大学の学生さんや、いろいろ若い人が田植え体験をすると、たくさん、神楽舞も舞うというようなことで非常に大きく取り上げられております。

それから、つい先般のことですけれども、これは金山のほうで、やはりこの稲刈り体験、この地域おこし協力隊の御協力もいただいて、たくさんの方が来られて稲刈り体験をして、八手干しをするというようなこと、終わったら神楽舞を舞うというようなことで、地域おこし協力隊も随分頑張ってくれておりまして、そういう今、芽が出ておるといことでして、こういう流れというものを大事にして育てていきたいというふうに思っております。

○議長（青砥日出夫君） 板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） 本当にそのとおりでして、この地域おこし協力隊ですか、一生懸命、地元の基幹産業である農業、それから観光、歴史的な旧跡的なところ、旧跡を含めて本当に掘り下げながら、地元の人をこう取り込みながらこう地域づくりをしてもらってるのはまさに協力隊だなというふうに感じております。そういったところをですね、ぜひともこうしっかりと支えていただいて、応援をしていただきたいなと思います。

人は今言われたところなんかでは、地元でちゃんと対応して、地元の方が人力は出してもらっております。あと、行政としては、何か困ったことがあったときに、そういった協力、精神的な協力的なものをしていただければ、今のこの2件に関しては本当に地元の方も協力をしていただ

いておりますので、安心をしていただければと思いますし、このまず地元の協力、理解というのが先ほど、私もイチジクではないんですけども、そこが一番大切なところで、それをやっていたらこのニューツーリズムにもこうつながっていくのではないかなというふうに思いますので、その点をまた行政としても後押しをしていただきたいなというふうに思います。

それから、それにあわせてなんですけれど、先ほど2番目の質問でもありますけれど、観光プロモーターの話なんですけれど、うちの観光プロモーターさんは大変あの観光には特にたけた方でして、私も地元近くに住んでいるもので、緑水園にいるときは本当によく来ていただいているなことを相談したりさせていただきました。

先ほども町長のほうから、赤猪岩神社に観光バスをとということで言われましたけれど、実は緑水園でふれあい祭を南さいはく地域振興協議会がやっております。その前に、上長田がやっていたときにも一度バスを5台ぐらい、それから、これもクラブツーリズムの関東のほうから来たお客さんですけど、で来ていただいたことが2年間あります。このときには、その観光プロモーターが言われたのは、やっぱり地域資源を大切にしていって地域で何ができるかということを考えて、何とかダム周辺や南部町をお客さんの来てもらう町にしたいんだということ、もう前からそのころから言っておられました。そのときには、板祐生出合いの館の孔版画の体験や、それからちょうどふれあい祭の日はシイタケ植菌なんかもするので、シイタケ植菌をしてもらったり、それから記念植樹、クヌギを植えてもらったりして、この記念植樹には看板に名前を書いてもらって、記念にということ、こうさせてもらって今でも森林公園の入り口のほうにその看板も残って、一本一本残ってるんですけど、そういったような形で地元のよさを関東のほうの方にPRをしていただいて、私たちも非常に助かったというような思い出が、思いがあります。

そういったところで、一人で頑張っても、観光プロモーター、また地域づくり協力隊が一人で頑張ってもいけないというふうに思ってますけれど、今の今度こっち企画になりますか、南部町の観光協会です。私、この観光の話をするたびに協会の話も出してしまうんですけど、やはりさっき言ったように一人ではできませんので、観光協会の充実というものがあって、協会の中で盛り上げていくことも必要じゃないかなと思うんですが、その点、何か観光プロモーター入られてから協会も変わったんだというようなところがありますでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 企画課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。ことしの6月から観光プロモーターに入らせていただきまして、遠藤誠さんでございますけれども、いろんなアイデアをお持ちでありまして、前の職場が大根島のほうの由志園のほうで役員やっておられたというふうなことも

ありまして、そこでの培われたいろんな経験、アイデアとか、あと人脈、こういったものをフルに稼働して、今いろんな観光業者のほうに赤猪岩神社を初めとする南部町の観光、観光地南部町、これをアピールしていただいております。非常に観光が南部町の観光が変わるなというふうな実感を職員持っておりますし、現に観光バスが7台も来たというようなこともありますし、来年のそのさくらまつりに向けても今からプランニングをしていただいたり、ゴールデンウィークに向けてもいろんなところと折衝を今、していただいているということで、やはり南部町の観光が動き出したというような実感を町民の方にも持っていただきつつあるのではないかなというふうな感じを持っております。今後その観光協会としても、今回のその補正予算のほうの議案で事務所をその交流の館のほうに移転をするというような御提案もさせていただいてるんですけども、役場の企画政策課の中に今ある状況ではあるんですけども、場所的にも独立して思い切った活動ができるような体制づくりといえますか、環境づくりといえますか、そういったことを当面来年のさくらまつりに向けてやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（青砥日出夫君） 板井隆君。

○議員（4番 板井 隆君） やはり先ほど言いましたように、一人では幾ら才能のある方、実力のある方、経験のある方が頑張っても一人ではなかなかできないし、その周りがそこにしっかりと応援をしていけば1年かかるものが1カ月でもできるかもしれません。そういったところをしっかりとその後押しをしてもらうのが行政ではないかなというふうに思います。先に、お客さん、7台車来た、じゃあどうするんだ人を今から探そうなんて言っても、それではやっぱり来たお客さんにはやはりその雰囲気ってすぐわかると思うので、やはり受け入れたときには本当に来てよかった、いいところだねって言ってもらえるようなやっぱりそういった体制づくりもあわせて、並行していかないといけないんじゃないかなというふうに思っておりますけれど、先ほどこれからだって言われましたけど、ちょっとスピードを速くしていただければと思いますが、どうなんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、上川元張君。

○企画政策課長（上川 元張君） 企画政策課長でございます。板井議員が今おっしゃられましたように、誘客を進めていくってということと、あと、受け入れ体制の整備、これを並行してやっていく必要があるのかな、実際、誘客でお客さんが来られることでいろんな課題が見えてくることもございます。そういう課題に対応をして受け入れ体制、例えば土産物、いろんなもの開発するとか、ガイドを養成するとか、そういった受け入れ体制も並行して早くできるように行政としてもバックアップをしていきたいというふうに考えております。

○議長（青砥日出夫君） 板井隆君。

○議員（４番 板井 隆君） よろしく申し上げます。また観光協会ばかりじゃなくて、人づくりといえますか、人の状況としては、今7つの振興協議会があります。その協議会のほうではそれぞれの協議会ごとに多分特色ある人とか、そういったことは聞きに行けばすぐにわかるでしょうし、またこういったことで協力してもらえんかって言えば、多分皆さん、動いていただけないふうに思いますので、ぜひともそういった思いを今度は振興協議会に持って行っていただいたり、観光協会を充実していただいて、よろしく願いできればと思います。決して、誠に頼まれたわけではなくて、私の町をよくしたいというか、町にたくさんの人が来てもらって誇りが持てるような南部町になればという思いからですので、そのようによろしく願いをいたします。

次に、若者定住についてお話をさせていただきました。実はこれは初日の本会議のときに私、諸般の説明の中の行政調査でも報告をさせていただきました。北海道に東川町というところがありまして、そこに行ったときにやはり非常に感銘を受けて、若者定住に対する思い、それから人口減少に対する対策、施策が非常にたけてるなというふうに思ったのと、行政自体が非常にお金を補助金を出したりとかするのを非常に民間の方にでもどんどんこう出していっているという、これは本当に珍しい町だなというようなふうに思ったんですけど、例えば、マイホーム建築支援事業というのを町で持っておられて、これは一般業者、建設業者だと思いますけど、個人かもしれません。アパート建てたりする、それから今あるアパートを改修したり、リフォームしたりする、そういったものに補助金を出す、結構な金額、上限が結構な、二、三千万でしたかね、局長。結構な金額だったなというふうに思って、民間にこんなに出して町民の方から何かありませんかというような質問も議員のほうから出て、これも当然だと思うんですけど、いや大丈夫ですと、それで若者が来てくれて住んでくれて人口がふえればそれだけ、先ほどの話じゃないですけど、交付金もふえてくるので、そういった元は何ぼでも取れてその分、町に町民にもお返ししますというようなことをはっきりとこう言っておられましたし、それから、済みません、これは賃貸共同住宅建設支援事業でした。マイホーム建築支援事業というのは、これから私がお話するんですけど、町が造成をします、北海道です本当にでっかいどうでした。旭川からその東川まで約30キロぐらいあるんですけど、直線でハンドルをこう一回も回すことなく、青なればそのまんま15分ぐらいで着いてしまうというような本当にやっぱり北海道だなというような感じを受けて、旭川から東川まで行ったんですけど、そういった広大な場所だからできるのかもかもしれません。町が土地を造成して若者定住をしておられました。どこに補助金を出すかという、家と

かではなくて、駐車場に……。

○議長（青砥日出夫君） 板井議員、2分になりましたので、まとめてください。

○議員（4番 板井 隆君） あ、もうそんな時間ですか、済みません。

しておられて、何言ってるか忘れてしまいました。駐車場も木づくりじゃないといけないという制約もあったんですけど、そういったところに補助金を出したり、その定の住してもらった方には結構こう家と家の間に緑もたくさんあって、そういったところは自分たちで定期的に必ず掃除やしてくださいと、それが若者同士の触れ合いの場であるというようなことも説明しておられたんですが、そういったところを強調して、報告で申しましたけれど、唯一、北海道では人口がふえている町ということになっておりました。ぜひとも、ちょっともうちょっと、聞いてみたかったんですけど、もう時間もなくなってしまうので申しわけありませんが、私ばかりの思いばかりべらべらしゃべって、申しわけありませんでしたけれど、ぜひとも南部町をすばらしい町、誇りが持てる町、町民一緒になってそういった姿をつくっていきながら、定住をふやしていく、これが人口減に一番ストップをかける近道ではないかなというふうに思います。

それと、最初に申しあげました女性、若い女性を何とか外に出さない、また若い南部町の男性が外から若い女性を連れて帰るといような、そういった施策もしてもらってますが、もっともっとう充実していただいて、人口減少に歯どめをかけていただきたいと思います。よろしくお願いたします。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（青砥日出夫君） 以上で、4番、板井隆君の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は25分。

午後2時10分休憩

午後2時25分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

続いて、5番、植田均君の質問を許します。

5番、植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 通告に従いまして、町民の暮らし、地域経済にかかわる5つの問題について質問いたします。

初めに、米の生産者米価暴落について質問します。

実りの秋を迎えましたが、米価が暴落し、農家は米づくりが続けられるかどうか深刻な事態に

直面しています。JAが示した概算金は昨年と比べても全ての品種で60キロ当たり2,800円下がるという大変な事態です。もともと米価は生産費を大きく下回っています。農家が他産業並みの労賃を得て稲作を続けるためのコストは農林水産省の生産者米価の基準は60キログラム当たり1万6,000円です。ことしのJA鳥取西部が生産者に支払う概算金は、ひとめぼれ1等米で8,400円で対前年比マイナス2,800円となっています。これでは労賃はおろか肥料などの物財費も出ません。

安倍内閣は、成長戦略だとして農業、農村の所得倍増を掲げていますが、倍増どころか、赤字倍増ではないか、国は農業潰しにかかっているのではないか、などの怒りの声が上がっています。米価が暴落した上、直接支払い交付金も半分にされます。そして、この制度は2018年にはゼロになります。このような現状から直ちに基幹産業の米価を再生産費と生活費を保障するよう、国に求めるべきではありませんか。所見を伺います。

次に、消費税増税を来年10月から行うかどうかの判断を安倍首相はしようとしています。町民の暮らしと経済を守るために消費税10%への増税に強く反対されることを求めて質問します。

安倍内閣は、来年10月から消費税を10%に引き上げる方針を変えていません。4月の消費税増税の打撃が国民の生活と経済にはっきりとあらわれています。経済の好循環どころか、1から3月に比べて、4月から6月のGDP、国内総生産が年率換算でマイナス7.1%に下がりました。家計消費が年率換算でマイナス18.7%、労働者の実質賃金が前年対比で3%以上も減っています。典型的な増税不況です。内閣府が発表した4月から6月のGDPは、これはちょっと同じこと書いてました。もとい、町民の暮らしは一段と厳しくなっています。安倍首相に対し、増税中止の意思表示をすべきではありませんか。所見を伺います。

3番目の質問は、水道料金は会見の料金に合わせることを求めます。

6月議会で明らかになったことは、1、一般会計から水道事業会計に繰り出す金額は、総務省が示す繰り出し基準に加え新しい考え方をつくりたい。2、会見地域の水道料金に合わせるための必要額は2,600万円という答弁でした。会見地域の住民からは、合併後の町政に厳しい声を聞いています。住民福祉の向上のため値上げなど論外と考えます。

具体的に質問いたします。1、会見地域の住民から、合併しても何もいいことはなかった、水道代が値上げになれば怒りさえ覚える、など厳しい声を聞きます。このような声に対する所見を伺います。2、会見地域の水道料金に、全町を合わせる必要額は2,600万円です、実質賃金の低下、米価の暴落、年金の引き下げなど、生活を圧迫する中で公共料金の値上げはすべきではありません。この金額を、財源充当し、西伯地域の料金を下げることを求めます。3、若者定住

施策に力を入れている本町が、生活に欠くことのできない水道料金を西伯地域では安くし、会見地域では値上げをしないことは町民の福祉の向上のために当然とすべき立場です。そして、結果として、南部町の若者定住施策に大きなアピール効果があると考えます。所見を伺います。

4 番目には、柿、梨の霜害に対し、支援を求めます。

4 月 18 日の時点で会見果実部調査速報では、柿で 30%、3,000 万円の被害。梨で 15%、1,500 万円、また梨は 30% の程度の品質低下と被害予想をしていました。梨は収穫時期を迎え関係農家は被害によっては、暮らしに大きな影響があります。具体的にお尋ねいたします。1、梨は収穫期を迎え、最新の被害状況をどのように把握されているのか伺います。2、県の対策はどのようにされているのか伺います。3、来年に向けて、産地として生き続けるために、霜害で果樹園経営者の減少はありますか。もしあるとすれば、効果的な対策を求めます。

5 番目の質問は、8 月の広島の高雨被害から教訓を学び、対策を急ぐべきとの立場から質問します。

近年の高雨災害は、我が町も経験いたしました。さらに激しい大雨がいつ襲ってくるかれません。具体的に質問します。1、8 月に接近した台風の対応は、防災無線情報が具体的でないので、大まかな地域情報を知らせてほしいという要望があります。対応できないか伺います。2、広島の高雨を受けて、県内防災責任者の会議が行われました。この会議で課題が明らかになったことは何か伺います。3、広島県では防災予算が減らされ、危険箇所の対応に……（「砂防予算」と呼ぶ者あり）333 年かかると県議会で答弁をしていたと報道がありました。南部町の現状と対策を伺います。

以上、この場からの質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 植田議員、さっきの広島では防災予算が砂防予算って書いてある。訂正する。

○議員（5 番 植田 均君） 砂防予算でいいです。

○議長（青砥日出夫君） いや、防災予算って言っとったで。砂防予算でしょ。

○議員（5 番 植田 均君） 済みません。

○議長（青砥日出夫君） 砂防でね。

○議員（5 番 植田 均君） 先ほどの 5 番目の質問の第 3 項目で、広島県では、防災予算と言ったようですけれども、砂防予算が正しいので訂正をよろしくお願いします。

○議長（青砥日出夫君） ということで。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 植田議員の御質問にお答えしてまいります。最初に、生産者米価でございます。

生産者米価の値下がりに関する御質問ですが、現在の状況を見ますと、コシヒカリの1等米が昨年と比較して約2割値下がりしている状況でございます。この要因としましては、全国的に米の在庫がふえており、全国の買い取りの大半を占める全農が価格を抑えなければならない状況に陥っていることが上げられます。

また主食用米の需要は年々減ってきており、国が設定する生産数量目標も同様に減ってきている状況です。米価変動に伴う国の施策ですが、平成25年度までは米価変動補填交付金制度で、米価下落に対応していましたが、平成26年産から廃止され、かわりに経営所得安定対策の拡充を行い、生産者が作付する作物をみずから考えて行き、それらを支援していく制度に変わってまいりました。議員御指摘のように、米価の急激な変動は農業者の収入に非常に大きな影響を与えることは容易に理解できますが、新制度により、食用米の直接支払い交付金の減額となる一方、飼料用米を初めとする食用米以外の作物作付に対しては大幅な拡充があり、トータルで農業経営にどのような変革をもたらすのかという観点もあり、今後、制度の成熟などを見守っていく必要を感じております。また、国においては本年のみの特例措置として、収入減少影響緩和対策、移行円滑化対策、いわゆるならし対策でございますが、補填金制度を制定しております。このような状況でございますので、今時点の状況を捉まえて、南部町が国に要望を行っていくということは考えておりません。これらの問題は、日本全国で考えなければならない課題でありまして、全国町村会などの全国組織で研究していかなければならないというぐあいに考えております。折を見計らって、提案していくこともやぶさかではございません。

次に消費税の増税中止についてでございます。

消費税の増税については、平成25年10月に増税方針が決定され、本年4月に3%の増税が行われ、現在8%の税率となっております。また、来年10月にはさらに2%の増税を行い、10%とすることが予定されております。消費税の増税の背景と用途について、再度確認しますと、毎年ふえ続ける社会保障費に対しての安定的な財源を確保するということと、その増税分は全て社会保障費に使われるということでございます。消費税増税に伴い、3月までは改善基調を示していた経済指標も4月以降は足踏み状態と報道されております。また、経済の先行きについても4月以降回復基調は続いているものの、消費税率引き上げによる駆け込み需要の反動により、個人消費、設備投資の落ち込みの影響が大きかったことから、厳しい状況にあると言われておりま

す。このような中、安倍首相は再増税の判断をことし12月に行う方針であり、判断に際しては各種の経済指標を見きわめつつ、慎重に行うとしています。

消費税増税についての町長としての考え方は、25年6月議会で植田議員の御質問でお答えしましたとおり、増税をよいとは思ってのわけではございませんが、消費税の増税分5%については全て社会保障の充実に使われるとされており、必要な財源であること、また地方消費税分と国からの交付税分を合わせますと、1.54%が地方分として配分されることとなっていますので、このように財源がふえるということは、高齢者の日常支援や保育園などの地方の社会保障の充実、安定化、財政の健全化に寄与する面があることから、町民の方の福祉の充実という面からは全面的に反対という立場はとれないという気持ちもあるところであり、この気持ちは今も変わっておりませんので、よろしくお願いいたします。

次に、水道料金に統一についてでございます。

初めに、会見地域の住民から合併して何もいいことはなかった、これから水道代が値上げになれば怒りさえ覚えるなどの声を聞く、このような声に対する所見を伺うという質問でございます。合併以降、水道事業で行われた取り組みのうち、会見地域に関連するものについて、改めて紹介いたします。平成16年度に池野鶴田地区の簡易水道施設の整備、平成18年度に高姫地区加圧ポンプの設置、平成22年度に田住配水池の増築、御内谷地区加圧ポンプの設置、西伯地区も含めた水道施設を常時監視する中央監視システムの整備、また年次的な取り組みではありますが、老朽管の布設がえも行っております。このように、会見地域におきまして、合併以降さまざま事業を行い、町民の皆様安心して水道を御利用いただくことができるように取り組んでまいりました。合併して何もいいことはなかったとの声がどのような内容か、直接聞いていないのでわかりませんが、水道事業におきましては、会見地域での整備事業の総事業費は3億8,900万円、西伯地区での総事業費は3億5,300万円となっており、人口比で2倍以上の投資をまいっております。これらの資産の償却額も考慮しながら、料金改定を検討していかなければなりません。

水道料金の改定につきましては、昨年12月の定例議会で御案内いたしましたように、会見地域の水道料金は、基本料金が昭和60年度と平成23年度、そして26年度に従量料金が平成9年度と平成23年度に見直されました。おわかりいただけたと思いますが、先ほど申し上げましたような建設改良に伴って変動する財政収支に見合った料金見直しは必ずしもなされているわけではございません。とりわけ、合併以降は企業債を財源とする事業を多く行ってまいりますので、その元利償還や維持管理費の増加により、変動する財政収支に見合った料金の見直しが必要とな

ります。

今年度、簡易水道の料金を上水道に統一しましたが、このたびの改定は世帯当たりの費用負担が大きかった簡易水道と、上水道との格差是正と南部町全体の水道事業の安定を目的とした料金統一を見据えております。簡易水道、上水道、あるいは、地区間を分け隔てるのではなく、町全体の事業として、子や孫の世代に水道事業を継承していくことができるような基盤づくりの一環としての料金改定を検討したいと考えておりますので、御理解ください。

次に、会見の水道料金に全町合わせる必要額2,600万円は、西伯水道が高かった料金を住民に還元することになるんだと、この意味からも財源充当を求めるという質問でございますが、御質問にありました必要額2,600万円という数字について、正しく御認識をいただくために6月の定例議会での答弁を振り返り、再度そのまま読み上げたいと思います。

真壁議員の質問に対しまして、このように答弁いたしました。二月当たりの使用水量が40立米の世帯で比較をいたしますが、世帯単位で見ますと、このたびの料金改定を踏まえた西伯地区の水道料金は5,695円、会見地区は4,080円、その差は1,615円ですので、この差が二月当たりの影響額と言えます。単純計算しますと、1世帯当たり年間水道料金は9,690円の減額となります。これに平成26年3月末現在の西伯地区の世帯数を掛けると約2,600万円の減額となります。ちなみに料金改定にかかる実際の試算は使用水量の実績値を用いて行います。必ずしも今申し上げたような数値になるとは限りませんので、御了承くださいと申し上げたとおり、2,600万という数字は必要額ではなくて、単純計算により西伯地区の料金を会見地区に合わせた場合における減額分という意味であります。必要額という場合には、その減額分に財政収支の赤字を補うことができる金額を加えなければなりませんので、正しく御理解いただきますようによろしく申し上げます。

さて、御質問についてですが、会見地域の水道料金に関連する背景につきましては、最初の御質問に対する答弁で御理解いただけたのではないかと思います。料金改定につきましては、西伯の負担を会見に求めるといような町を分断するような観点ではなくて、地区を問わずに近年の建設改良の状況や今後の更新需要を考慮し、どのように水道事業を未来に引き継ぐべきかという観点で、財政基盤の安定と町民の皆様の負担を考慮し、検討したいと思っておりますので、御理解ください。

他会計からの繰り入れにより収入を賄うことについては、6月の定例議会でもお答えしておりますが、現時点で基準がえ繰り出しの枠組みとなる基準はありませんので、今後の検討が必要になります。料金統一に向けた料金改定の審議にあわせて行いたいと思います。

次に、若者定住に役に立つのではないかとということでございます。既に御案内のとおりですけれども、水道事業の財政収支は収入不足による赤字状態が継続しており、平成25年度の決算においても収入不足が見込まれております。このような水道事業の財政状況につきまして、昨年度来、議会や住民説明会で説明しており、御理解いただいていると思っておりますが、同時にそのような財政収支の状況で料金値下げができないことも御理解いただいていると思っております。

町が行っております若者定住施策につきましては、今年度打ち出しました少子化対策事業を初め、多方面から取り組みを行っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、柿や梨の霜被害の支援についてでございます。

まず、最新の被害状況でございますが、梨につきましては本格的に選果出荷が始まりましたが、新植、改植など、霜被害に関係なく樹種の入れかえがありますので、単純に比較できませんが、霜害という要因で見えますと、5軒程度の農家で収穫量が減る見込みと伺っております。しかしながら、本年は玉の生育がよく、大玉であるようで、選果においても収量の減少を感じさせないとも伺っております。最終的な出荷量、金額などは、11月にならないと確定できません。御理解ください。柿につきましては、これから実が大きくなる時期でございますので、最終的な被害状況は選果及び出荷の終了となる12月初旬にならなければ確定することができないため、現時点におきましては6月議会で答弁させていただいたとおりでございます。

次に県の対策の質問につきましては、6月議会で答弁させていただいた緊急防除対策のほかに、9月議会で防霜ファンやスプリンクラーの霜害対策施設の設置に関する補助、燃焼法による霜被害再発防止事業及び総額1億円の果樹など、経営安定資金利子助成が県議会に諮られることをお聞きしております。本町としましては、今議会で緊急防除に関する補助を補正予算で提案させていただいておりますので、御理解、御審議いただきますようお願いする次第です。今後につきましても、県と歩調を合わせ、あいみ果実部を初めとする生産者の方の声を伺いながら、必要な助成などを行ってまいります。

次に、果樹園経営者の減はあるかという質問ですが、霜の害に遭われて、早々に1名の方が生産を中止されたと同っておりますが、この方は米子市から通い営農をされてるという特殊事情があり、経営面積も小さく、果実部としてもいたし方がないと判断されたと聞いております。

先般8月25日になりますが、果実部の生産者約20名の方と平井知事、農協の組合長列席のもと、率直な意見交換をする機会がございました。降霜被害の直後に知事が現地視察をされた柿園の現状を確認いただき、それを受けて被害に遭われた農家の方に対して、激励をされるという趣旨でございましたが、その会の中の御意見として、県や町の支援もあり、知事や町長に激励さ

れたので、ことしの、本当はことしの霜害で生産を諦めようと考えていたが、もう少し頑張ってみるといふ力強いお言葉を頂戴した次第であり、現時点で離農されるという方は伺っておりません。

余談ではありますが、この会の最後に知事みずから声高く、これからも産地を下支えしていくと、力強くおっしゃられていたので、農家の方への活力につながったのではないのでしょうか。梨や柿は本町の重要な特産品であり、市場でも高い評価を受けておりますので、魅力ある産地の維持発展に今後とも必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、広島県の豪雨災害教訓でございます。まず、8月の台風接近時における防災無線の情報が具体的ではないと、大まかな地域情報を流してほしいが、対応はどうかという質問でございます。

8月の台風11号の接近に伴いましては、大雨警報の発令に始まり、台風接近に伴う注意喚起、自主避難所の開設についてなど、7回にわたり防災無線放送を行ったところでございます。御要望であります具体的な地域情報につきましては、このたびの台風に限って申しますと、幸いにも接近するにつれ、進路を東に変えたことから、比較的影響が少なかったことによりまして、一般的な注意喚起にとどまったものでございます。しかしながら、町といたしましては、的確で迅速な情報提供を行う必要があると考えておりますので、気象庁や鳥取県からの情報にとどまらず、例えば昨年度、各集落に配付しております雨量計を活用し、区長さんなどの御協力をいただきながら、各地区からの情報収集に努め、地域エリアごとのより具体的な雨量情報や、その他河川情報などにつきましても可能な限り発信していきたいと考えておりまして、検討してまいりますので、よろしく申し上げます。

次に、広島県の災害を受けた県内防災責任者の会議についての御質問でございます。その会議で何が課題として明らかになったかということでございます。広島市土砂災害を踏まえた防災対策検討合同会議が、平成26年8月28日に実施されました。会議で大きく2つの点において再確認事項が上げられております。まず、大雨対応についてでございます。大雨対応につきましては、注意報警報発表時の人員配備と連絡手段の確保、並びに迅速、的確な災害対応を確保するため、専任職員の設置に関する2項目が上げられました。

2点目は、夜間対応についてでございます。夜間対応につきましては、具体的な判断基準の設定と的確な運用について、住民の自発的な行動の促進について、市町村への県、国の積極的な技術的助言について、空振りをおそれず、早期避難行動を徹底し、住民に危険を正しく認識させるよう伝達を行うことについて、やむを得ず夜間に発令する場合は、状況に応じた適切な行動を呼びかけることについて、情報を確実に伝える手段や確認の仕方を検討することについて、以上のような

な項目が再確認事項として上げられたところでございます。

次に、広島県の砂防予算の削減と南部町の現状対策について問うとの御質問でございます。砂防ダムの現状については既に三鴨議員の御質問で答弁させていただきますので、町内の砂防事業の現状についての説明は省略し、説明させていただきたいと思っております。

砂防事業は鳥取県の予算で、実施をされております。限られた予算枠の中で実施箇所が決定されております。県の公共事業が毎年縮小しつつある中で、砂防関係の事業費も少しずつではありますが、縮小で推移しており、平成26年度の鳥取県の砂防事業予算は補助と単県を合わせまして39億9,130万円、米子県土整備局管内では6億7,146万円を計上されております。しかしながら当初予算の前年比較で見ますと、前年比1.03となっており、予算の確保に尽力いただいているものと推察いたします。本町でも、5カ所で砂防ダム事業を実施いただいております、その他の小規模砂防施設事業などを合わせますと、当初予算ベースでは1億4,900万円の砂防関係予算となっております。土石流対策としての砂防ダム整備率は、全国平均が約20%に対し、鳥取県全体では27.9%、米子県土整備局管内では27.3%という中で、南部町は40.3%と突出して整備していただいております。これはやはり地元の皆様に御理解、御協力をいただき、事業に取り組みやすい環境をつくっていただけてきたこと、また、私が平成9年に鳥取県治水砂防協会の支部長に就任し、砂防事業への取り組みの先頭に立たせてもらったことの成果であると自負をいたしております。今後も未整備箇所の解消のため、鳥取県へさらなる実施要望をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） そうしますと質問項目がちょっと多いものですから、まず米の暴落ですけれども、最初に言いましたけれども、コシヒカリ、これがJA鳥取西部のコシヒカリの1等で4,600円、30キロ当たり。前年が6,000円です。30キロで換算しますと1,400円で、全部2,800円減額されています。この概算金というのは、普通は一旦支払われて、それから後から少しずつ調整して市場で売り渡されると調整がされるんですけれども、ことしの場合はちょっと状況が違ってまして、先ほどもなぜ暴落が起きているのかということは通年供給する農協の米の販売が1年以上かかるわけですけれども、この時期残った米をどんと放出してしまっていると。で、国はそれをもう需給調整をしない方針ですから、市場の原理で米が大量に余るとどんと下がると、こういう構造になっているわけです。それで農家としては手の打ちようがないわけですね、1年かかってつくった米を農協に売り渡すか、米の販売店に仮に売っても、もう相場がそこで決まっていますから来年の作付ができないと、大規模な農家ほど来年どうするだ

ということが実際に出てます。それで町長は国と町村会の動向を見守るといような話ですけども、それでは基幹産業の米が守れないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。米の需給状況でございますけれども、ことしの全国平均でございますが作況が102ということになっております、今のところですね。最終的にはまだわかりませんが102。主食用などの予想収穫量でございますけれども、全国で802万トン、陸稲を合わせますと802万4,000トンの見込みというぐあい聞いております。前年度の実績と比べて16万トンの減、生産計画に比べて37万トン増が見込まれるということになっております。需要が778万トンと見込んでおりますので、平成27年、来年の6月末の在庫は、現在222万トンありますので802万トンと足しますと、1,024万トンになります。1,024万トンから需要見込みの778万トンを引きますと、246万トンが来年の6月末の見込みで余ると、こういうことになっておるようでございます。全国的なこれが大きな統計的な数字であります。

昨年ですね、安倍内閣では新たな農業・農村政策ということで4つの大きな改革を打ち出しました。今、植田議員がおっしゃったように、政府が関与して需給調整をやっていくといようなことを基本的にもうやめるといことであります。農業者みずからが需給の状況などを判断して、つくりたいだけつくってもいいということですね。そういうことになっております。そして、一方で輸入の飼料などが非常に大きなウエートを占めておるわけですから、この飼料米などを積極的に推奨をいたしております。最高で10万円を超えるような金額の支払いをすると、飼料米をつくれればですね。そういうこと、そういう従来の農政からガラッと変えて、新たな農政が方向づけられました。農地の中間管理機構をつくって、日本の農地の8割はこの大型農家が受託経営するといような方向も打ち出されております。結局こういう政策について、いろんな場面を通じて農家の皆様にPRをしてまいりましたが、やはりこの流れといものはそう簡単に急速に変わるものではない。したがって、作付もそんなに大幅に減らんかったといことでございます。そういうことで米の需給の関係から、米価が大幅に下落しておるとい実態にあるだろうと思っております。

しかし、一旦こういう政策を打ち出されますと、そういう方向に行かざるを得ないわけですから、やはりこういう状況を見られて、要は手取りが少ないわけですから、新たな農政の方向に向けていかざるを得んと、行くように政策誘導がなされておるし、町のほうでもそういう方向を農家の皆さんにお勧めせざるを得んと、このように思っております。

私自身のことを申し上げますと、私も販売農家でございますけれども、来年度からは販売はやめて自分ところで消費するだけをつくっていかうと、残りは転作しようというぐあいに考えておりますが、そういうぐあいに変えていかんと、あくまでもその安い米をどこまでもつくっていくんだというようなことでいけば自己責任でありますから、そういう政策になったわけですから、これは大きな生産費と米価と比較したときに、大穴があくというように思っております。そういう自分の判断でどちらが有利なのかというようなことを考えて、対応していかざるを得んということが実態でございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 先ほど政府が打ち出した政策で、セーフティーネット、ならしというやつで、生産農家が拠出して国が3分の1でしたか、国が3、農家が1ですか、それで生産費の収入減を緩和するという政策もあるわけですが、これも一般農家には対象になりませんで、集落営農とかそういう大規模化したところにしか対象になりません。で、大多数の農家は再生産ができないということです。今、私が考えるのは、国がやるべき方向としては政府の備蓄米を飼料米に売り渡して、外国から買わずに政府の備蓄米を飼料米に放出して、それでことしの価格の変動を抑えるための数量を政府が買い上げる、こういう施策が緊急に求められると思います。そして次に大きな農政の方向として、私は国連が家族農業年というのを発表しておりまして、家族営農というのが世界の流れなんですね。ここに少し紹介してる時間がないので世界の方向はそっち向いているということを言っておきます。

それから次に、消費税の問題ですけれども、まず日本海新聞の9月14日付、日曜日に発表されました来年の消費税増税、どう受けとめているのかということにつきまして、日本海新聞の調査では8割強が反対と。結局これって暮らしがもう成り立たないと。町長は消費税が社会保障の財源に充てられるので、それと地方にも回ってくるので正面から反対しづらいということだったですけれども、一つは暮らしから見て、住民の暮らしは増税に耐えられないというのが一つ大きなことが言えると思います。それから社会保障について、本当に社会保障に回るのかという問題なんですけれども、2014年から15年に政府が予定している社会保障の負担増がめじろ押しなんです。年金につきましては特例水準解消の名で1%削減、それから厚生年金保険料アップ毎年0.354%ずつ、国民年金保険料、これは毎年年額280円、それから特例水準解消で0.5%、これがマクロ経済スライドと言われるものですね。それから医療では70歳から74歳の患者負担が1割から2割に14年4月以降なります。それから上げれば切りがないんですけれども、政府が消費税増税の理由にしている社会保障というのは、よくよく検討しないとまずいです

よということを言っておきます。時間がありませんので次行きます。

水道料金統一につきまして、会見地域の住民の声というのを少し話しましたが、ちょっと町が合併したときの約束が、まあこれ個人の意見ですから、そういうことで聞いてくださいね、個人の意見を私いただいたので。町が合併したときの約束事が全て破棄されている。各町会議員も町長の機嫌取りで発展がない南部町になっている。これだったら会見町として分離したほうがましだと思う。水は必要なので会見町の水を西伯町が、西伯町、町って言うてるんですけど、これはちょっとまずいですよね。会見の水を西伯に流すことを反対しないが、水道施設建設したお金をすぐ水道料金に反映させ町民に負荷してくるとは何事か。水道料金ではなく、長い目で町民の生活を圧迫しない徴収の方法を行うべきなのではないか、このままでは町政の財源は町民の懐を当てにしているとしか言いようがないというようなね、まあこれ一部の意見です。もっと厳しいこと書いておられる人もおられるんですけども、まあ紹介しました。町長はこの間、合併しているいろんな事業、会見もやったと説明されたので、それはこの議場を通じて理解してもらえればいいんだけど、感情的にはそういう感情を持っておられる方もいるということなんです。それから、会見の水道料金を全町に合わせる必要額2,600万円については赤字、単年度赤字、単年度収支をプラス・マイナスしないと2,600万円をそのまま持ってきてもいけんということでした。それはよくわかりますけれども、とにかく単純に計算したら2,600万円だという、単年度の収支を別にすれば、それは確認できますね。

○議長（青砥日出夫君） 上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 上下水道課長でございます。お話ししましたとおり、差額としては2,600万円。西伯の水道料金を会見の水道料金にしたときに、西伯で集めていた収入額が減る額が2,600万円という計算です。

○議長（青砥日出夫君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） わかりました。それです。私、1日目の議案の質疑で水道料金会計のキャッシュフローの金額は、キャッシュフロー、現金預金は幾らかということを知りました。それで貸借対照表に載っている現金預金1億3,730万5,650円、これが現金預金としてあるので、これが手持ちのお金だという認識で間違いありません。

○議長（青砥日出夫君） 上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 上下水道課長でございます。3月末現在の貸借対照表に載っている現金預金というのが、その時点の手持ちの現金預金ということでございます。

○議長（青砥日出夫君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） まあ一つ、財布が1億3,000万余りの財布があると。それから落合浄水場が維持管理するための年間の費用、これが約2,000万というふうに、約ですけども聞いたんですけれども、その辺で間違いはないでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 上下水道課長、仲田磨理子君。

○上下水道課長（仲田磨理子君） 上下水道課長です。2,000万という数字がどこまでの数字か、ちょっと今、手持ちがございませんので確認したいと思います。失礼します。

○議長（青砥日出夫君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 概略、間違いはないと思っております。

3つ目に町長は、料金統一に向けて一般会計からの繰り出しを基準外繰り入れするという、新しい考え方をつくるということを答弁されました。で、私、今の落合浄水場が送水管がつながりますと、どれだけ水が使えるかによって落合浄水場の稼働率が決まるわけですけども、半分になるのか、予定水量からいうと50%は超すと思いますけども、そうすると概略、維持管理費というのは半分になるんですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 大体、言いたいことがずんずん見えてきましたので、ちょっとまとめて答弁しておきたいと思えます。

まず、現金預金が1億3,000万余りあると。3月31日で会計を締めますので、未払い金もあるわけです、未払い金も。ですから、そういうある時点を捉まえて、しっかり金があるのではないかというような誤解をなさらないようにしていただきたい。水道事業会計は赤字でございます。

それから、落合の維持費が何ぼあるのかというのは、さっき言ったように後でちょっと調べてお答えさせていただきます。

それから、これが半分ぐらいになるのではないかということですが、これもちょっとわかりません。私は期待しておりますけれども、半減以上なればいいなと思っておりますけれども、これはまあちょっとわからんというところであります。

それから、一般会計からの繰り出しであります。これ実は総務省に行きて御相談もしました。そしたら、いけんって言いました。基準外繰り入れというものは基本的にすべきではないと、こういう指導であります。結局、投資に見合った水道料金ということをちゃんと説明して、料金に反映してもらいなさいというのが国の指導でございます。まあそうは言っても、合併をした特殊事情というようなことがあるのではないかと、余りにもこの格差のある料金体系をいきなり1本

にするというのは、なかなかこれは至難のわざでありまして、そういう思いで聞かせていただきましたが、公式にはいけんと、やめてほしい。繰り入れ繰り出し基準に基づいて繰り出いてくださいというお話でございました。

で、新しい考え方ということですが、私も結局すべがないわけですよ、余りにも差があり過ぎて。両地区の水道料金に余りにも差があり過ぎて、これを統一料金にするいう、その分別がなかなか出んわけです。で、これは一時的に合併に伴う必要な経費ではないかという判断をして、落合浄水場の状況、上野からの水を送ってくるわけですから。その状況を見て、適当な適正な額を一般会計から入れざるを得んだろうかと、今、思っているわけです。ですから、それは落合の浄水場がどの程度コストダウンにつながっていくのかというようなことを、見させていたいただきたいと思えます。

それから、水道料金の統合のまた料金審議会がございますから、そういうところで御協議をいただいて判断をしたいと、このように考えておりますので、よろしく申し上げます。あんまり仮定でどんどん話進めますと行き過ぎて大変ですから、だめだと思えます。

それから最後言っておきますけれども、先ほどアンケートらしきものをとられて、その御意見をここで披瀝されたようですけれども、感情的にはということをおっしゃいましたが、この感情ではだめだと思えます。やっぱりさっき申し上げたように、それだけの投資をしているわけですから。投資をしていることも植田議員からちゃんとその人に説明をしていただかなければ、まああんまり御存じないと思えますから、どれだけの投資がなされているかというようなことはですね。会見地区にもこれだけの投資をしたんだよと、それに見合った料金を町長は言っとるけど、急に高くなると困るわなというような話ならわかりますけれども。まあその辺をひとつ、議員さんとして議員活動の中で期待をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 一つは答弁が後退したというので、基準外繰り入れってこれまで言ってこられたんですよ、新しい考え方でやると。けども、じゃあそれにかわって資本注入、資本注入ですか、合併に伴う水道会計にそういう必要があるというふうに確認しますけれども、よろしいですか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 私も言ったことをぐらぐら変えるのは、信念、私のあれとは合いませんので、私は町長させていただいている限りにおいては、この統一に向けて一般会計の繰り入れは必要だろうと、このように考えております。これは理由はいろいろつけたいと思えますけれども、

そういうことをある程度やっていかないと、違い過ぎた料金を合わせるといのはなかなか難しいというぐあいに思っております。ただ、そういうことはやめてくださいというのが、国の言い分なんです。後退はしておりません。ただそれするとき、どの程度が適正なのかいうのはわかりません、まだ。適当なのかいうのは。落合浄水場の維持管理経費が上野からの水の供給によってどの程度変わってくるのかというところに、大きな期待を寄せているわけでありませう。

○議長（青砥日出夫君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 私は、あくまで値上げは公営企業法の第3条でしたかな、公共の福祉の向上が目的なんだという立場に立てば、値上げという選択肢はないという立場を私はこれからも、そういう立場で頑張ります。

そうしますと、次の柿、梨については、残念ながら米子からの梨栽培農家の方が離農されたということですが、今後、今の現状では営農を続けるということ、南部町在住の方でやめようかと思っていた方が励ましで継続されるという話もありましたので、県の県議会での新しい施策も提案されるようですので、今後動向を見ていきたいと思ひます。

それから、広島の高雨被害からの問題につきて、大雨の地域情報ということで、きょう初めて各区に雨量計が配られていたということがわかってですね、それをなぜ活用されなかったのかというのが思ったんですけども、配っただけで置いとかれたのはなぜでしたか。

○議長（青砥日出夫君） 防災監、種茂美君。

○防災監（種 茂美君） 防災監でございます。三鴨議員のほうで説明させていただきました。昨年の6月でございます。各区長様宛てに、雨量計を配付しております。ただ、言いましたように、ただ配付しておっただけでございます、その使い方等については取り扱ひ説明書等で御参照くださいというふうにししかしておらなかったというのが現状でございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 過ぎたことを言っても仕方ありませんけども、そういうせつかく税金で買ったものをちゃんと活用するっていうのは、防災監がある町として、おられる町としてこれからしっかり頑張ってもらいたいということを言っておきます。

それから、レッドゾーンが287カ所現在あって、そのことの周知はされていると思ひます。あ、これどうですか、287カ所、新たにゼロから287がレッドというふうに分いたんですけども、この指定されたのはいつごろですか。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。レッドゾーンにつきては、まだ指定になってお

りませんで、先ほど答弁させていただきましたけれど、9月に県のほうが指定告示をする予定にしております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 9月は今月ですんで、これは県が直接ということではなくて、多分担当課も一緒に同行してその地域に説明に出られるんじゃないでしょうか。その予定ですよ、確認します。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。答弁で申しましたように、平成21年から地域振興協議会と集落とに出かけて説明をさせていただいております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） わかりました。済みません、私が間違えてました。それで私は、その指定された地域の家ですね、外壁の補強とか危険なところに建ってる住宅の除去とか新築に補助があると、制度があるということですけども、具体的にはどういう制度になってます。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、芝田卓巳君。

○建設課長（芝田 卓巳君） 建設課長です。今年度新たにレッドゾーンのほうで県のほうが補助します制度は、メートル当たりの補助でして、通常の外壁をコンクリートで強化する場合は、メートル当たり5万9,000円、通常の外壁の外側に防護壁を新たに設置する場合は、メートル当たり9万5,000円、こちらを補助するというので、1戸当たりの上限は100万円となっております。以上です。

○議員（5番 植田 均君） 移転。

○建設課長（芝田 卓巳君） 議長、失礼します。

○議長（青砥日出夫君） どうぞ。

○建設課長（芝田 卓巳君） 移転の補助につきましては、除却費に対する補助とレッドゾーンから違う場所に移転する場合ですが、レッドゾーンになった建物を除却するための補助と新築の場合の利息に対する補助、それと崖地近接、以前、崖地近接事業というものがあつたんですが、それに対してその事業で国が2分の1、県が4分の1、町は4分の1と、町といいますか地元が4分の1ということで制度がございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 砂防ダムですけども、40.3%の整備ということで、現在5カ所が建設中ということですけども、このペースでいくとかなり整備が進むかなと思いますけれ

ども、予算がこのまま同じように、先ほど町長言われたように西部にちょっと重点的に予算の配分がされているっていうのは、今の真砂土の地質っていうこととの関係があるんでしょうか。鳥取県東、中、西とあるわけですけども、その辺で配分が今後も保障されていくのか、そのあたり予想はできますか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。私も今まで土質によって砂防堰堤を要望したという記憶はございません。ですから、要は真砂土で土石流が起きやすいので砂防工事をしてほしいというようなことではなくて、危険溪流だということとその周辺の、例えば田畑がちょっと崩れているような状況や荒廃しているような状況を、写真を撮ったりして訴えてですね、要望いたしました。そういうことですね、土質でやった覚えはないわけですけども、やはり県ぐらになると土質なども十分勘案して、箇所づけをしたのかもわかりません。

○議長（青砥日出夫君） 植田均君。

○議員（5番 植田 均君） 今後もこの異常な豪雨とかですね、地震も含めて災害っていうのはいつ起こるか、この何年かの間でもどんどん……。

○議長（青砥日出夫君） 植田議員、時間が切迫しましたので、まとめてください。

○議員（5番 植田 均君） 頻発しています。そこでやっぱり行政として一番大事なことは、住民に対して適切な情報提供だと思います。ですから、私がテレビやラジオを聞いてますと、気象庁は警報は出します。ポイント情報として鳥取県っていうのが単位なんですよ。で、そこから細かい局地情報っていうのは行政は持っておられるかどうかわかりませんが、テレビを聞いてて思うのは、最後は地元の自治体の情報に従って避難行動をしてくださいと、こう最後につけ加えるわけですよ。ですから、そういう地元の自治体としての情報提供の責任というのは、本当にいろんな意味できちんと収集して届けてもらうように、今後とも努力されることを求めて、質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 以上で、5番、植田均君の質問を終わります。

これもちまして、本日予定しておりました一般質問は終わります。

○議長（青砥日出夫君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といた

します。

あす17日も、定刻より本会議を持ちまして、引き続き一般質問を行う予定であります。御参集をお願いいたします。

午後3時37分散会
